

令和5年第5回（9月）筑紫野市議会定例会
第4回決算審査特別委員会

○日 時

令和5年9月15日（金）午前8時58分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（21名）

委員長	横尾秋洋	副委員長	辻本美恵子
委員	田中允	委員	上村和男
委員	赤司泰一	委員	高原良視
委員	西村和子	委員	原口政信
委員	宮崎吉弘	委員	山本加奈子
委員	八尋一男	委員	城健二
委員	古賀新悟	委員	坂口勝彦
委員	段下季一郎	委員	前田倫宏
委員	檜木孝一	委員	佐々木忠孝
委員	吉村陽一	委員	赤司祥一
委員	春口茜		

○欠席委員（1名）

委員 白石卓也

○傍聴議員（0名）

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（37名）

総務部長	嵯峨栄二	財政課長	高木伸泰
財政担当係長	尾形基貴	財政担当主任	伊龍志保美
管財課長	永利俊美	管財担当係長	永田裕二
健康福祉部長	嘉村千穂	生活福祉課長	虫明しのぶ
地域福祉担当係長	山崎健太郎	障がい福祉担当係長	永田新太郎
保護課長	中島友子	保護1担当係長	菅本貴之

保護2担当係長	小山誠二	高齢者支援課長	古田浩明
高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長	真鍋美香子	教育部長	長澤龍彦
教育政策課長	轟治峰	庶務担当係長	山内徳章
人権・同和教育担当係長	藤田賢史	学校教育課長	高木美智子
学校教育担当係長	鶴澤宏	教育指導担当係長	山下勝
生涯学習課長	檜木理恵	生涯学習・青少年担当係長	野美山毅士
文化・スポーツ振興課長	松木勉	文化振興・図書館担当係長	前田大輔
スポーツ振興担当係長	萩尾浩三	文化財課長	小鹿野亮
文化財保護担当係長	吉田高穂	建設部長	野田清仁
都市計画課長	鶴川和宜	計画担当係長	堀尾圭吾
計画担当主事	山本沙枝	建築課長	永利啓次
空家対策・建築計画担当係長	山本裕介	維持管理課長	菊武秀明
維持管理課長補佐兼管理担当係長	山内和彦		

○出席事務局職員（3名）

局長	荒金達	課長	大久保泰輔
主任	井形光介		

開会 午前8時58分

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、おはようございます。

ちょっと一、二分早いですが、皆さんおそろいなので始めたいと思います。

本特別委員会に一般市民の方1名より傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前8時58分

再開 午前8時58分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、昨日、管財課の審査の中で、いろいろ皆さん方のほうから注文がありまして、今、お手元のほうに1枚資料を作っておりますので、わざわざ管財課の課長が来てありますから、ちょっと一、二分説明を願いたいと思います。

課長。

○管財課長（永利俊美君） おはようございます。管財課の永利でございます。よろしくお願いたします。

追加資料、お手元のほうの確認をお願いいたします。

質問につきましては、三つ回答させていただきます。

一つは、学校施設の空調施設、及び増額理由についてでございます。表に記載しておりますとおり、電気のみについては、吉木、山家、山口となっております、それ以外につきましては、電気とガスの併用になっておるところでございます。

増額理由につきましては、やはり電力市場単価及び国の施策である燃料調整額が上がったことや、コロナ禍で、学校が本格的に稼働して、窓を開けて換気を取りながらエアコンを使用したなどにより増額になっているところでございます。

2番目が、学校施設の節電の取組についてでございます。環境に優しい行動計画に基づ

き、無理のない範囲で下記の取組を行ったところでございます。

一つが照明の節電でございます。使用していない教室や廊下など、業務に支障がない範囲で消灯を行ったところでございます。

エアコンの使用につきましては、使用していない部屋や、退勤時は空調を消す、また、室温計を確認し、無理のない温度設定をしたり、使用時間の制限をしたりして対応しているところでございます。

その他につきましては、使用していないものの電源を切る、もしくはコンセントを抜く対応で節電に取り組んでいるところでございます。

最後に、市営住宅の収入未済済み額、過年度分についてでございます。こちらについては、平成10年11月より発生しているところでございます。

以上、説明をさせていただきます。

○委員長（横尾秋洋君） 昨日の分の資料提出いただきました。ありがとうございます。お疲れさまでした。

それでは、昨日に引き続き、健康福祉部の審議に入ります。

今日は生活福祉課から始まります。

部長に御挨拶をいただいて、紹介をして始めたいと思います。

部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 皆様、おはようございます。健康福祉部長の嘉村です。

本日、健康福祉部におきましては、3課13件の審査をいただく予定となっております。どうぞよろしく願いいたします。

生活福祉課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） おはようございます。生活福祉課で課長をしております虫明と申します。よろしく願いいたします。

○地域福祉担当係長（山崎健太郎君） 皆さん、おはようございます。生活福祉課、福祉担当係長の山崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） まず、生活福祉課、障がい者担当係長の永田です。よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、民生委員、生活福祉協力員の人数、報酬についてに入ります。

課長、説明願います。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、審査資料80ページ、民生委員、生活福祉協力員の人数、報酬について御説明をいたします。

まず、活動費等についてでございますが、民生委員は無給の福祉ボランティアとして報酬の支払いはございませんが、福岡県及び社会福祉協議会から、活動費として民生委員個人及び連合会に対して次の表の支払いを受けております。

続きまして、生活福祉協力員に対する報酬等です。民生委員に対して市長が委嘱し、担任区域の福祉課題や福祉ニーズの把握や地域福祉のネットワークづくりに関する業務を行っております。

主といたしまして、日常生活における事務的経費や交通費など、必要な経費について生活福祉協力員個人への報酬、費用弁償及び連合会に対して、自主活動に関する助成金を交付しております。

続きまして、民生委員、生活福祉協力員を兼ねますが、こちらの定数及び実数の3か年の表となっております。

令和4年度12月に一斉改選を行っておりますが、それ以降の実数といたしまして139人、括弧書きで定数147人となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 説明をいただきました。

質疑はありませんか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） この民生委員の定数及び実数のところなんですけど、先ほど区域の変更、定数134から147に変更とありましたけど、この区域の変更は分かるんですが、この民生委員の成り手不足の中で、13人を増員にされた理由というのをお聞きしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 3年に1回改選時がございますが、その前年度から定員の増員希望の有無を各行政区長のほうに確認をしております。

そういったことから、増員とさせていただいたところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 1点あります。この生活福祉協力員の民生委員に対して、市長が

委嘱するんじゃないかと、これは厚生労働相じゃないかと思うんですが、それが1点。

それから民生委員の人の1人当たりの報酬とそれから活動時間、活動内容、成り手不足というのはその辺にあるんじゃないかと思しますので、お尋ねします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） まず、生活福祉協力員についてですが、これは市長から委嘱するものでございます。

○委員（八尋一男君） 文章は、民生委員になっとるでしょう。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） はい、民生委員さんに対して生活福祉協力員を委嘱するものとなっております。ちょっと分かりにくい文書になっておりまして、申し訳ございません。

そして民生委員のほうは厚生労働大臣が委嘱するものとなっております。

それから活動時間についてでございます。令和4年度の延べ活動日数は約2万日となっております。令和4年度末の民生委員数は、139人でございます。計算いたしますと年間の活動日数は144日と、月平均にしますと12日という形になります。

主な活動内容としては、高齢者の支援や子どもの見守り、訪問や地域福祉活動となっております。

以上です。

○委員（八尋一男君） よく聞こえなかったんですが。

○委員長（横尾秋洋君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） すいません。報酬は幾らと言われましたかね。1人当たりの報酬です。年間でもいいですし、1日でもいいですし。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉協力員への報酬は年額6万6,000円となっております。

また、福岡県のほうから民生委員さんへ活動費としてお支払いされるものが年額6万1,700円となっております。

○委員長（横尾秋洋君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） これは全国的に民生委員の人が成り手がいない状況に今来とるわけですね。ボランティアと言ってあるけど、活動日数が144日もあって年間6万1,700円というような形で、本当にこれから存続するんでしょうかね。その辺について、どう考えてお

られますか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 民生委員さんには非常に多くの日数、活動いただいております。非常に頭の下がる思いでございます。非常に御苦勞もいろいろあるかと思えます。

民生委員さんが活動しやすくなるように、連合会等への支援、それから生活福祉協力員等における報酬費用弁償等で支援をさせていただくとともに、定期的に定数の見直し等を行いまして、活動がしやすい状態にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 今までの答弁聞くと、市単独でいろいろ報酬関係が支給できるような言い方に聞き及ぶんですけど、実際、その自治体でそういう民生委員の報酬を市単当たりで増やしてみたり、減らしてみたりすることができるんですか。

○委員（上村和男君） 民生委員に出しているわけじゃないでしょう。協力員として任命しているから、市の委嘱を受けて、それに対する活動。そこをちゃんと説明しないと……。

○委員長（横尾秋洋君） 上村委員、ちょっとそれは聞いてください。今のは重要な質問ですから。

○委員（上村和男君） 二つだけ聞いておきます。定数が足りないがどうのこうのという話があったときに、区長さんから要望があって定数を見直して、こうやっているというのは、基本的に間違いであろうというふうに思っているんですけど、間違いなく区長が言ったら定数が変わるというのは違うでしょう。民生委員は、本局から、法務省がやるやつですから。そこは認識をちゃんとしとかないと、さっきそういう答弁がありましたように、議事録が残ってしまうと都合が悪いので、市役所が決めるわけにはいかないですよ、定数は。いいですか。推薦はできますけど、違いますからね。定数は、そういうふうになっていますから。ちゃんと定数はどうやって決まっているかというのは、もう1回やり直せばいい。

それから、手当をいろいろ市が出しているのは、これは民生委員に出しているわけではないというふうに思っています。それはきちっと説明をしていただかないと。民生委員は、市役所が決めるわけにはいかないんですよ。それだけは、はっきりさせといてください。そうせんと、ごちゃごちゃしていますから。

民生委員に活動してもらうので、いろいろお金もかかったり経費もかかるので、いろい

る手当を出すようにしようという議論があって、こういう児童委員をしたり生活福祉のどのこののっちゅう委嘱したりして、手当を出すように工夫しているでしょう。

そういうことを言わないと、俺は何で説明する必要があるのかなと思うんですけど、あなたたちがそういう説明しないと、何で民生委員に関わる手当を市議会が決算で審査しているかちゅうのは分からなくなりますよ。

よその役員に市がお金を出すわけがないんですから、たまたま民生委員が市の委嘱を受けた人になっているという、そうすることで少し支援ができるようにという市行政の配慮なんですよ、そりゃね。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 今の上村委員のことに対して、課長、はっきりと答弁を求めます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 少し休憩を。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時12分

再開 午前9時18分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 民生委員への活動費につきましては、個人に対して6万1,700円が年額支給されているところがございますが、こちらは福岡県のほうから民生委員個人に支給されているものでございますので、本市のほうで増額等の措置はできないものとなっております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 八尋委員、いいですか、その答弁で。

○委員（八尋一男君） はい、分かりました。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次に行きます。

田中委員。

○委員（田中 允君） だから、さっきから定数、定数って言いようけどさ、民生委員のね、これはどこが定めるとな。一応目標があろうが、250世帯に1人だったかな。ちよっ

と今、定数変わっとるかもしれんけど、以前、俺の知っとる頃は250世帯に1人ぐらいは民生委員を設置してくださいという話で、今はどうか分からんけども、そこら辺りについて現状について定数の定め方とかね、それについて説明願います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 民生委員の配置の基準というものがございまして、人口によって要件が定められておまして、本市でいうと人口10万人以上の市という形になります。

こちらは、170から360世帯ごとに民生委員・児童委員を1名という形になっております。

○委員（田中 允君） それで、それから先、定数はどうやって定めるかは。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、地元の要望を聞いて、本市のほうから県を経由して国のほうに要望として出させていただきます。そして、定数が定められるといった形になります。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） だから結果的にこの表から見ると、147名の定数に対して139名が令和4年度の実績であったということですね。

次、行きます。

筑紫野市災害時等要援護者支援事業と次のページの81・82ページに入ります。説明を求めます。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 決算審査資料の81ページと82ページになります。

筑紫野市災害時等要援護者支援事業の過去3年間の推移と実績についてでございます。決算額は、196万2,415円となっております。

事業の目的でございます。災害発生時等に、高齢者や障がい者など要援護者を地域と支援者が一体となって助け合う仕組みである、災害時等要援護者支援制度の普及推進を行うものとなっております。

事業の内容といたしましては、制度の普及推進などのため、出前講座の実施等を通して、自主防災組織やコミュニティとの協定の締結を進めております。令和4年度は、3回実施をいたしました。

また、登録者が減少を続けていたため、令和5年3月に登録を呼びかける通知を送付し、令和3年度末と比較して325人増加した結果となっております。

システムの概要についてでございます。要援護者から申出がなされましたら、システムへ入力し一元管理をしております。災害時要援護者の登録台帳、こちらを担当民生委員のほうにお渡しをしております。

令和4年12月の民生委員一斉改選に伴い、担当地区に合わせて地図情報の更新を行ったものでございます。

制度登録者の推移でございます。令和4年度につきましては、1,958人となっております。

また、協定書の締結状況ですが、自主防災組織は82組織中35、コミュニティにつきましては、7地区中4地域という形になっております。

続きまして、82ページのほうに行政区別の登録者数の3年間の推移の表をつけております。

以上、説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 説明いただきました。

質疑ありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、これ地域内に建っている病院とか施設の要援護者の方も、この行政区の数に入っているんでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 基本的に御自身で支援者がいないと避難できないといった方が対象になっておりますので、病院施設等の入所者の方等については、含まれておりません。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） ちょっとお尋ねします。

この要援護者の関係で要はプライバシーの問題で、この登録台帳は担当民生委員さんに渡されているんですよね。

そして、それを例えばいざその援護になったときに、近所の人にもやっぱり助けていただきたいというのはあると思うんですけど、そういう近所の人にはそういう台帳の内容というのを詳しい内容まで要らんけど、そういうのを広めてもいいのかなというのをちょっとお聞きしたいんです。

だから、要は私なんかおって、民生委員さんは知っているけど、我々はどここの誰が要援護になっているかちゅうの分からないから、でもいざ援護になったときに民生委員さんがちょっと手伝ってと言われたときも、あらかじめその辺分かっとけば、どんどんどんどん共助、応援できると思うんですよね。

その辺のいわゆるその周知というのは、どうなっているのかなと思ってお伺いします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 民生委員さんが得た情報というものは、ほかの方と共有はできません。守秘義務がございますので、できない形となりますが、協定締結をした自主防災組織やコミュニティに対しては、要援護者の登録された方の情報をお出ししておりますので、その組織の中で共有することは可能かと思われま。

こうしたところで、活用ですね、こういったところが、少し私どもも地域に対して、お知らせができていないところかなというふうに感じておりますので、今後、丁寧な説明を地域に対してしていく必要があるというふうに感じているところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 城委員の質問に関連していますが、であれば、自主防災組織82行政区がある中で35しかない。

しかし、次のページで行くと、ほとんどの行政区の人は要援護者登録されている。この人たちは誰が救うんですか。民生委員の人が救うんですか、今の答弁から行くと。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この要援護者支援制度というものは、援護される方そして支援をされる方を一緒に登録しておりますので、まずは支援者の方、そして協定を締結していたり地域で情報共有できている場合、地域のほうも併せて支援者のほうを支援していただいて、この要援護者の方を支援するという形になっております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

じゃあ、なければ次に行きますよ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次は決算認定資料69ページ、補装具の支給事業ですね。補装具

費支給事業69ページ。いいですか。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、決算認定資料の69ページ（4）の補装具費支給事業でございます。

こちらは身体障がい者及び身体障がい児に対し、身体機能の障がいを補う補装具の購入、または修理に要した費用について補装具費として支給をしたものでございます。

令和4年度の決算額は、1,978万8,000円となっております。

支給件数につきましては、延べで201件となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 質問あります。

まず1点目が、難病の方、筋力が低下していくような難病を持つ方とかが使っている電動車椅子、多機能型の電動車椅子、背もたれの角度とか座面の高さを調整できるようなリクライニング機能とか、座面昇降機能があるような電動車椅子、そういったものが自治体によって支給金額とか、例えば支給の対象になるものが自治体によって判断が異なるというのが報道等で行われています。

その中で、市において多機能型の電動車椅子について、この支給件数、令和4年度201件ということなんですけども、申請に対して不支給があったものがあるのかということをもまず1点目お尋ねしたいと思います。

2点目が、これも自治体で分かれているんですけども、義肢装具士が制作したものでない、医師の指導の下で義肢装具士でない者が制作した靴型装具、それが自治体によって支給・不支給の判断が分かれたりするものがあります。

それが結局、自治体によって判断が分かれているものなので、それについて不支給のものがあつたのか、この201件中ですね。それを把握しているということでしたら、教えてください。

3点目が、肢体不自由……。

○委員長（横尾秋洋君） 分かります、1点目、2点目、次3点目。

○委員（段下季一郎君） 2点ですね。3点目が肢体不自由の障がいを持った子どものキヤスパー式の座位の姿勢を保持するための椅子とか、そういった装置みたいなものについて

て、最近新しいものが出てきているんですけども、そういったものについてこの支給の実績が支給申請で支給した実績があっているのかということ、その3点、ちょっと細かいことなんですが、教えていただければと思います。

この場で分からなければ、後でちょっと調べて資料でも何か出していただ……。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、後ほど資料を御準備させていただいて、回答させていただきます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） これ支給件数の201件あるんで、この201件の何かまとめることができますかね。こういう装置を201件だという形で。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 令和4年度の実績として、件数をまとめることは可能です。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、後で資料を頂くという形で次、同じ69ページの障がい児補装具利用者負担補助事業についてを説明願います。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、69ページの（5）障がい児補装具利用者負担補助事業でございます。

こちらは、補装具費の支給を受けた障がい児の保護者に対し、利用負担相当額を助成したものでございます。

また、手帳の交付の対象とならない軽度中等度の難聴児に対して、補聴器の購入などに要する経費を助成したものとなっております。

令和4年度の決算額は68万1,000円となっております。助成者数は、それぞれ障がい児補装具費のは29人、そして補聴器の購入費のほうにつきましては、お二人の方に支給をしているものでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） この高額な分の補装具については、支給の月額負担額の上限額が3万7,200円に達することもあると。それを超えることもあるのかなとちょっと思ったんですけども、その上限額を超えたものの件数というのがどのくらいあるのかということ

をちょっと教えていただければなというふうに思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 今の御質問についても、先ほどと同じようにちょっと調べさせていただいてから、御回答いたします。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、資料ができるようであれば、資料で提出してください。

次は71ページ、障がい者日常生活用具費支給事業に入ります。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 71ページ（8）の障がい者日常生活用具支給事業でございます。

在宅の重度障がい児者に対し、日常生活用具の購入に要する費用の一部を支給することにより、日常生活の便宜を図ることを目的として実施したものでございます。

令和4年度の決算額は2,857万7,000円、件数は2,239件となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑に入ります。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 相談支援専門員の方に、こういったものを相談するのかなとも思うんですけども、住宅改修とか自己負担の上限額が、その自治体によって異なるということも聞いているんですが、そういったものの相談があったとき、例えば相談支援専門員の方によっては、この日常生活用具費の中で特にリフォームについて詳しい方とかそうでない方とか、何かばらつきがあるみたいで、そういった相談先が困っているという声も聞いてはいるんですけども、そういったことの紹介とか、市としてしているのかということと、あとさっき申し上げた住宅改修の自己負担上限額とかについてちょっと自治体でばらつきがあるとも聞いたんですが、その点、周辺市と比べてどういった状況なのかということとを2点お尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前9時37分

再開 午前9時37分
—————・—————・—————

○委員長（横尾秋洋君） 休憩中に引き続き会議を開きます。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） まず、1点目のリフォーム業者の紹介につきましては、市の窓口で相談があった場合、実績のあった業者さん等を御紹介するというごさいます。

そして、住宅の改修に係る分の支給額、それから上限についてでございますが、筑紫地区では、同一の設定ということになっているということは把握しております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

なかなか質問される方も高度内容で、今の答弁で了解したということですので、すごいなと思いますけど、次に入ります。

83ページの福祉タクシー料金助成事業、障がい者区分別配布人数に入ります。説明を願います。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、83ページの福祉タクシー料金助成事業についてでございます。決算額は810万6,370円となっております。

配布人数でございますが、令和4年度合計といたしましては837人となっております。

下の表の利用状況でございます。同じく令和4年度でございますが、交付枚数につきましては4万176枚、利用枚数は1万3,287枚、利用率は33.07%となっており、1人当たりの平均利用枚数は15.87枚となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） この福祉タクシー料金助成事業というのは大変すばらしい事業だと思っているんですけど、この資料では令和2年から出ています。決算認定資料では、平成30年から出ているんですけど、これ年々この利用枚数が減っているというところで、令和元年から3年までの減っているというのは恐らくコロナも関連して減っているというところもある程度は分かるんですけど、1点が走っているタクシーがもう少ないと。それで実際乗りたいけど、乗れないという声もお聞きしております。

それで、コロナの影響もあるとともにそのタクシーが少ない状況の中で、この障がい者福祉の充実というところをどのように捉えてあるのか。

この事業を継続していく中で、タクシー利用に関して、もうちょっとこう利用しやすいような状況というのを協議してもらえたらと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） コロナ禍等も含んでおりますので、外出する機会が減っている。また、先ほど委員おっしゃられたとおり、タクシーがなかなかつかまらないといった状況もあるので、そういったものも利用率の低迷といったものに影響しているというふうには考えておるところではございます。

しかし、近隣の市町村でございますが、大野城市、それから春日市が近年、助成額を改正しております。

例えば、大野城市でございますが、令和3年度から助成額を初乗り運賃としていたものを500円といった形で改めてしてございましたところ、令和4年度の利用率が改正前と比較して10ポイントほどの向上となっております。

また、春日市においても、令和4年度に同じような形で改正をしておりますが、前年度比で9ポイントアップといった実績を確認ができましたので、本市といたしましても、こういった実例も参考にしながら、制度のほうの検討を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで今タクシーが乗れないとかさ、何かよくそういう乗れないで待っているとさ、どういう意味かな。要するに障がい者用のタクシーがないということですか。普通、身体障がいはどうしても車椅子やらで動かないかんから、そのタクシーがないというのか、そこら辺りがもうちょっと明確に分かれれば、タクシー会社にですよ、もうちょっとそういうことを増やせんでしょうかとか、そういう相談もできると思うけど、何をどのようにして相談していいのかが今の質問では分からなかったです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） タクシーがつかまりにくいという状況についてですが、これは障がい者の方に限ったことではなく、全般的なところですよ。私たちが乗ろうとしても、ちょっとなかなか配車がなされないといった不足というところがあるといった意味で御説明をしたところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 障がい者の車やらタクシー会社が持っているやないですか。車椅

子やら乗れるというかな。どこまで整備しようか分かりませんが、そういうのに関しては、充足しとるんかな。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この福祉タクシーの利用助成事業をするに当たり、タクシー会社さんとあらかじめ契約を結んでおります。

その中に、介護福祉タクシーを走らせている業者さんがいらっしゃいますが、契約を結んでいる業者さんのほうは数は増やしておりますので、そういった状況になっております。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 何点か質問があるんですけども、先ほど言われてた大野城と春日市は、1回500円で2枚で1,000円まで使えるというふうに変っていたと思います。

筑紫野の場合は初乗り運賃ということで、これ障がい当事者、移動に困っている障がい当事者の方の利用の何というか、利用した結果のアンケートとかって、この成果を把握するに当たって取っているんでしょうか。それがまず、1点目。

先ほどちょっと田中委員が言われていましたけども、介護福祉タクシー、要はこの認定資料に書いてあるように、身体障がい者の中でも肢体不自由、重度の肢体不自由の方の場合は、普通のタクシーには乗れないケースもあるんじゃないかなと思います。電動車椅子とかに乗っている場合は車椅子って重たいし大きいので、福祉タクシー、介護タクシーじゃないと乗れない。

この市のホームページにも書いていますが、介助料金は別にかかるということを考えたら、やっぱり一番移動に困るのは、令和4年度の利用率から利用の実績から見ても、多分、肢体不自由の方が一番困るのではないかな。

福祉タクシーの場合はその介助の料金もかかるので、やっぱり通常のタクシーよりもお金がかかるのではないかなといったことを考えたら、この少なくとも肢体不自由の方については、もう少し金額の使える枚数とかも見直す必要があるのではないかなというのが、2点目ですね。

3点目が、乗っているタクシー会社の締結しているのを増やしたって書いてあるんですけども、これ個人タクシーが何か対象になってないなというのをちょっと見て思ったんですけど、その点どのようになっているのか。

4点目が、これ換金する場合に、手数料とかかかたりするんでしょうかということですよ。

○委員長（横尾秋洋君） ちょっと、決算やから。

○委員（段下季一郎君） すいません、ちょっと細かいところなんですけども、ちょっと気になったので。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） まず、アンケートのほうですが、直接市のほうから当事者の方たちへのアンケートというのは取っておりません。大野城市、春日市の実績を踏まえるといったところになるかなと思っております。

そして続いて、重度の身体障がい者の方への枚数の見直しの件ですが、先ほどの春日市、大野城市の改正内容等を踏まえたところで、その辺りも含めて検討をしてみたいと思っております。

そして3点目の換金についてでございます。（「個人タクシー」と呼ぶ者あり）個人タクシーについてでございますが、契約を締結している先といたしまして、福岡市タクシー協会のほうと契約を締結しておりまして、その加盟しているタクシー会社さんは、個人タクシーの会社となっております。

そして、4点目の換金についてでございますが、換金についてはできないといった形でさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

ちょっともう一度、段下委員、執行部がよく理解してないようですから、質問の換金の制度について。

○委員（段下季一郎君） 何でこの質問しているかという、結局、障がい者割引とこの福祉タクシーのチケットって、重ねて使うことができると思うんですけども、結局この障がい者割引の1割引きのほうは、事業者が負担することになっていて、個人タクシーとかとても負担が大きいつて話を聞いています。

あともう一つが、タクシーのチケットを要はその精算するときに、結局、そこまですると個人のタクシーの方はタクシーチケットを使った場合、その精算する際に手数料があると。障がい者の方を乗せると、結構介助が必要なんで手間もかかるし、そうやって割引も持ち出しでしないといけない。

なおかつ、そのタクシーチケットとかも、そうやって精算する際に手数料がかかったりするという事になったときに、やっぱり結構、事業者側も負担が大きいということで、

障がいを持った方がタクシーに乗るときに嫌がられるってケースが多いんですよ。

そういったものが問題意識としてあって、どういうふうになっているんですかということをお尋ねしているのですが、そういった認識についてこの効果を見て、どのように考えているのかということをお尋ねしています。

○委員長（横尾秋洋君） 要約すると、平均の利用率、枚数が15.87%とか低いんで、この低い一つの要因として、今、段下委員が言ったような要因もあるのではないかと、いかがですかという質問ですね。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 先ほどの事務手数料についてですが、この制度においては事務手数料のほうはいただいております。

あと、嫌がられるケースがあるといったところですが、先日も盲導犬と一緒にタクシーに乗れなかったと、ちょっと断られたという御相談がありまして、その際は、タクシー会社さんのほうにお話をさせていただいておりますので、もしそういったケースがございましたら、こちらのほうに御相談いただければ、会社のほうに是正するようにお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） 最後に横尾委員長が言われたその利用率が33%であると。これは去年の決算のときにも、なぜかという質問が多分出てたと思うんです。交付枚数が4万176枚あって、利用枚数が1万3,287、利用率約3分の1ですよ33.07というのは。

これは、何によってこういう数字になっているのかということをお前にも追及されてたと思うのに、今の答えでは、何かあったら連絡してくださいではなく、この事業を推進していくためには、決算額810万円、割と大きな事業ですよ。

これをきちんと、もっとその効果のあるものにするためには、なぜこの3分の1しか利用されていないのかという理由をきちんと利用する側にあるのか、そのタクシー側にあるのか、あるいはそのタクシー会社に何か手だてをしてあげないと、利用する側がきちんと使えるようにならないのかという原因をまず突き止めないと、この事業がよりよいものになっていくと思えないんですけど、そこをこれまでの決算での指摘をどのように受け止めてきたのかということをおちょっともう一度、考えていただきたいんですけど。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 令和3年度の決算審査においても、他市の実績検証には至ってないということで、答弁をさせていただいたところです。

今、御意見いろいろいただきまして、単にその利便性の向上といったところと、あともう一つは、やっぱり障がいを持った方への差別的なところがあるということが分かりましたので、そういった点も踏まえたところで、この事業を考えていく必要があるというふう
に認識したところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ちょっと副委員長の補足というか関係するかもしれませんが、令和4年度で837人ですかね、837人の人に対して33.07%ということは、使っている人がもう限定されているんじゃないかなと。

使っていない人は全然使っていないというところは、やっぱり要因の分析もすべきやないかなと思うんですけど、何で使っていないのかっていったら、もうそういうタクシーに乗るような状況じゃないというようなことがあってされるんだろうと思いますから、ただパーセントで利用率が出てくるんじゃないなくて、その利用率の中身を分析してほしいなと思いますね。

810万円までですか、実際これ3分の1ぐらいですから、予算としては $3 \times 8 = 24$ 、2,500万円ぐらいの予算で800万円しか使っていないということでしょうから、そういうことを分析してほしいということで、この件は次に進めたいなと思います。

それから84ページ、障がい者住宅改造費助成事業について説明願います。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、84ページの障がい者住宅改造費助成事業について、御説明をいたします。

決算額は、16万1,000円となっております。

事業内容につきましては、在宅の要援護高齢者もしくは障がい者に対し、住宅を改造する費用の全部または一部を助成することにより、高齢者等の自立を助長するとともに、介護者の負担を軽減することを目的としております。

助成対象者につきましては、市内に居住し住民税非課税の世帯で、次のいずれかに該当する人ということで、介護の認定、それから障がい者手帳をお持ちの方等になっております。

助成対象工事及び助成金額についてですが、対象となる住宅改造は玄関廊下、階段等、

在宅の障がい者の方が利用する部分に関するもので、対象工事に要する経費のうち30万円を限度として支給をしております。

障がい者日常生活用具給付等事業、こちらの住宅改修費が支給される場合は、そちらを優先するものとしております。

周知方法につきましては、障がい者手帳を交付する際に配付しております、すこやかライフガイドブック、こちらを用いて御案内をいたしております。

令和4年度の実績は助成対象者はお一人、助成額は16万1,000円となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑に入ります。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） これ相談件数が増えているということで、障がい者の先ほど申し上げた日常生活の給付事業のほうで住宅改修をやっている場合はそっちが優先と。

これに当てはまらないケースが、この県の要綱でこの事業として使われているということだと思うんですけども、これ県の要綱に従ってやっているから、ちょっと要件が厳しくてこの1件というふうになっているのか、それともこの制度が使えなかったとしても、経済対策の住宅改修のほうで10万円ですけどあるので、そちらのほうを御案内したりまでしているのかといったことが、ちょっと心配になったのでお尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 本助成事業は委員おっしゃられたとおり、県の要綱等に基づいたところで実施しております。

助成対象者が住民税非課税の世帯の方といったところで限定されているところが、実績が少ないといったところと捉えております。

あとは、建築課のほうの実施しております経済対策事業の住宅改修工事補助金制度、こちらのほうの御案内でございますが、建築課のほうが準備をしております、住宅改修工事の補助をしますといったチラシがございまして、この中に筑紫野市で実施している住宅補助金助成金等の御案内の中に一部含めさせていただいて、御案内を適宜しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） ちょっとこの周知方法についてなんですけども、障がい者手帳交

付時に配布するすこやかライフガイドブック、これありますけども見させていただきましただ、視覚障がい者の方の周知というのには、例えば音声ガイドとか動画とか手話、視覚障がい者ですから、音で聞いて声を聞いて案内とか要綱を知ることができるような策というのは考えてあるんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） このすこやかライフガイドブックは、窓口のほうで配布をしていると同時に、あとホームページのほうにもPDFのファイルは載せているところです。

ただ、PDFのファイルは音声では出ないところもありますので、必要な情報を市の公式ホームページのほうに掲載して、それが音声で流れるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 次に移ります。次の85ページ、重度心身障がい者福祉手当支給事業について説明願います。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、85ページを御覧ください。重度心身障がい者福祉手当給付事業について御説明をいたします。

決算額は7,417万9,000円となっております。

支給の実績でございますが、令和4年度対象人数のほうは1,950人。そして、支給額の合計は決算額と同じ7,417万9,000円となっております。

支給の要件でございますが、市内に居住する在宅の障がい者のうち、下記のいずれかに該当する人ということで記載をさせていただいているところでございます。

積算根拠につきましては、現在の支給月額については平成14年度に見直しており、月額2,000円から3,500円に増額し、現在に至っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） この制度は筑紫野市独自の制度だというふうに思います。

受給された方々からどのような声が上がっておるか教えていただきたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 本手当は、毎年12月に1年分をまとめて支給をしているところでございます。

支給に当たって、対象者の方と窓口でお話をしたりすることもございますが、大変助かっていますというようにお声を頂戴しているところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今聞こうとしたら檜木委員が、近隣ではやってないということやったんですけども、この5市の中においても、この筑紫野市だけしかやってないんでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 本事業は市の単費での事業ということで実施しているところでございます。

筑紫地区におきましては、対象要件、手当等は様々でございますが、障がいの重い方に対する手当というものは設けられているところでございます。

手当の月額等については、月額1,000円から7,000円と幅があります。

また、対象要件や所得制限等を設けられているものもございます。

近隣市様々な考え方で事業を進められておりますが、本市は所得制限もなく、対象要件を広く設定してこの事業を行っているところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 私が聞いたのは、確かに筑紫野市は独自の施策はあるんですけども、それに近いというか、こういう重度の身障がい者の方に対しての策を取っている自治体はほかにありますかという話をしました。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 要件等は少々異なりますが、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市そして福岡市が同様の手当を支給する事業をされているというところを把握しているところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） これ制度ができたのって金額が定められたのが平成14年ですかね、それからたしか見直しがこの金額については行われてないというのが会派会議で話題

になったんですけど、今言われたように、大野城だったか春日だったか7,000円のところもあるということで、見直しの検討を重ねている最中だったという宮崎委員の関連になりますけど、考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 本市においては、現時点で見直し等は検討していないところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） いいですね。次行きます。

決算認定資料の72ページ、特別障がい者手当等支給事業14万円ですかね。

次に、入ります。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、決算認定資料の72ページ（14）特別障がい者手当等支給事業について御説明いたします。

こちらの事業は、在宅の重度障がい者児で常時介護が必要な人を対象とし、負担軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としております。

令和4年度の実績でございますが、決算額は3,324万5,000円、利用者数は143人となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 特別障がい者手当、精神とか身体に重い障がいがあって常時特別な介護が必要な人に対して、在宅で20歳以上所得制限ありということで毎月決まった金額が支給されるという制度だと思うんですけども、これ障がい者の方以外でも要介護4・5の方も該当するケースがあるということで、自治体によってはその周知が不十分だったりするケースもあるというふうに聞いています。

これ地域福祉課と高齢者支援課が連携して周知を行っていないといけないという案件じゃないかと思うんですけども、その点についてどのような形で連携しているのか、周知を行っているのかということについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 現在、生活福祉課といたしましては、手帳の交付時に説明をさせていただいております。

また、ホームページのほうにも掲載をしているところがございます。

高齢者支援課のほうとは、この支給事業について情報を共有して連携を図っているところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか、今の答弁で。ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） 確認ですけど、最後の答え方で言えば、生活福祉課としては高齢者支援課と連携は取っているけれども、要介護4とか5は高齢者支援課のほうになるから、そちらからアプローチしてもらいたいというふうに受け取っていいんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 高齢者の方になりますので、高齢者支援課のほうからのアプローチが多いかと存じますが、本制度ですけれども、手帳を所持というのが必ずしもの要件となっていないところがあります。

潜在的な対象者に対する周知がやはり不足しているというところは感じているところでございますので、広報に掲載するといったところに対応をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

ちょっと言いたいのであれば、特別に許可します。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 委員長の寛大な判断で、質問もう一度だけ。

これ月額が2万7,980円って結構大きいので、漏れがないようにしていただきたいなど、さっき決意を述べていただきまして、その点を再度ちょっと……知られてない、本当に知られてないマイナーな制度なので。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 健康福祉部の分の生活福祉課はこれで終わります。

25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時24分

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を始めます。

今回は、保護課がお見えでありますので、部長より紹介して説明に入ってください。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 保護課の職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○保護課長（中島友子君） おはようございます。保護課で課長をさせていただいております中島と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○保護1担当係長（菅本貴之君） 保護1担当係長の菅本と申します。よろしくお願いたします。

○保護2担当係長（小山誠二君） 保護2担当係長の小山です。よろしく申し上げます。

○委員長（横尾秋洋君） では、今後は審査資料の88ページですね。生活保護費決算認定資料に入ります。説明を求めます。

課長。

○保護課長（中島友子君） では、決算認定資料の88ページですね。生活保護費、決算認定資料、却下・取下げ、廃止の事由件数でございます。

廃止の事由ですね。上の表になりますが、その中で、令和4年度につきましては、死亡・失踪が66件、働きによる収入増加が25件でございます。年金・仕送り等の増加は15件でございます。その他は29件でございます。他管内への転出が41件、合計が176件でございます。

次に、却下・取下げの事由でございます。下の表になりまして、令和4年度は、他法他施策の活用、こちらは、一例を挙げますと、介護保険の境界層といたしまして、介護保険の段階を下げることによって施設等の食費等が減額になる対応を取ることで、生活保護基準以上の生活費になるということで却下になった件数でございます。資産の活用が12件でございます。その他が2件で、合計が18件でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（横尾秋洋君） 説明が終わりました。質疑はありますか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） その他の内容を詳しくお聞かせください。

○委員長（横尾秋洋君） それは廃止のほうですか。

○委員（春口 茜君） 廃止のほうです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 廃止の事由でその他の29件の内訳については、長期に病院に入院されている方で、住宅を解約されている方で、年金収入などで預貯金が累積されまして、その預貯金である程度生活ができると見込みがついた方や、逮捕されたことによって住居を解約された方、あとは、親族の引取りなどがございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 生活保護費の見直しかな、それはなされたんですかね。物価高とか、政策的なものじゃなくて、実際、生活保護費がね、物価高騰に対してぴしっと基準を上げましたよとか、そういう政策は今出ているんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 厚生労働省のほうが、生活保護費の基準の見直しというのをやっておりまして、今年度の10月に改定の見直しがあっておりまして、基本的には、見直しで改定される予定でございます。

○委員（田中 允君） 上がるんですかね。

○保護課長（中島友子君） はい。上がるように改定がされております。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次に入ります。

89ページ、生活保護に係る福祉事務所の実施体制及び訪問調査活動の状況についてを説明いたします。

○保護課長（中島友子君） 次に、決算資料89ページ、生活保護に係る福祉事務所の実施体制及び訪問調査活動の状況について御説明いたします。

表の中の令和4年度を御覧ください。令和4年度の平均の被保護者世帯数は、1,138世帯です。

次に、実施体制としまして、査察指導員というのは、現業員、ケースワーカーの業務を指導監督を、行う者なんですけど、この業務はここにいる二人の係長が担っているもので、標準数が2名で、現在2名でございます。

次に、現業員、こちらはケースワーカーのことになりますが、標準数が14名で、現在14名の配置でございます。以前から、ケースワーカーの人員要望を行っておりまして、昨年

の7月に1名増員となりまして標準数となったものです。ケースワーカー1人当たりの世帯数は81.3世帯です。

次に、訪問調査活動の状況につきましては、訪問延べ件数は、計画が3,346件に対して実績は3,414件です。訪問延べ日数は1,304件です。年間の地区担当員数は165です。

次に、地区担当員、ケースワーカー1人当たりの月の訪問件数は20.7件で、月の訪問日数は7.9日でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） これに対して質疑はありませんか。

古賀新悟議員が手が挙がりました。古賀新悟委員。

○委員（古賀新悟君） 令和4年からケースワーカーは定数に達しているということで今お聞きしました。にしても、1人当たりの世帯数が81、ちょっとオーバーしているというふうに思えるんですけども、それで月でいうと20件ぐらいは訪問しているということで、訪問して、行ってこいの話じゃなくて、結構な相談内容だとか時間を要すると思います。内容も様々だと思うんですけども、そういうとき思うのが、やっぱり時間外労働って結構出てくると思うんですね。一人に対しての時間だとか、世帯に対する時間だとか、時給換算すると。その辺りの労働時間の調整というのはどのようにされていますか。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○保護課長（中島友子君） 基本的に訪問調査というのは時間中に行うようにケースワーカーには言っているところです。時間外に訪問調査を行うことは、基本的にはございません。ただ、どうしても、その方が病気で何か救急搬送されるとか、そういうふうな特例の場合は、時間外まで生活保護受給者に対応するというときには、ここにいる査察指導員という係長も同行しながら対応を行っているところでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 次に行きます。

90ページ、生活困窮者自立支援事業、説明を願います。

課長。

○保護課長（中島友子君） 次に、決算資料90ページ、生活困窮者自立支援事業、相談件数の内訳について御説明します。

1の暮らしの困り事相談件数、相談内訳です。表の令和4年度につきましては、傷病4件、死亡・離別等7件、失業は21件、収入の減少は26件、事業不振・倒産は29件、預貯金等の減少・喪失は13件、その他9件で、計が121件です。

次に、2支援内容ですね。上の黒丸については、必須事業になっております。まず、自立相談支援事業で就労支援を行ったのは14件です。住居確保給付金の支給は14件です。事業者に対して、就職に向けた活動を行うなどを条件に一定の期間、下の表のとおりの家賃相当額の限度額までを直接家主に支給するものでございます。

次の白丸二つにつきましては、任意事業でございます。家計改善支援事業は34件です。家計改善支援員が相談者に対して個別に助言、指導を行うことにより、早期に生活基盤の改善が図られるよう支援を行うものです。

次に、就労準備支援事業2件でございます。この事業につきましては、令和4年度から新たに開始した事業でございます。就労支援を行う前段階の方を対象に就労準備支援プログラムを作成し、日常生活の自立、社会生活の自立及び就労自立に関する支援を行っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この就労準備支援事業、令和4年度新規事業ということで、ひきこもりの方に対する支援とかを行っているものと認識しているんですけども、成果について、もうちょっと詳細を教えてくださいなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 就労準備支援事業については、令和4年度に行った件数は2件でございますが、実際にこの相談を受けた件数というのは10件ございまして、その中で、ひきこもりされてある方の家族のアプローチをまずさせていただいて、家の外に出ることが難しい方が結構対象になっておりますので、まずは、こちらの支援員が御自宅などに訪問して面接をさせていただいているところです。

その後に、近くの生涯学習センターなどに出向くことができるようになるのが次のステ

ップということで、外で面接する機会を設けさせていただいています。

その次が、実際に就労準備プログラムを作成させていただいて、コミュニティセンターとかで、例えば、面接の仕方を練習したり、履歴書の書き方を実際にやったりというような支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 今言われた支援事業につなげた64件は分かったんですが、残りの57件はどのように解決されたのでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 春口委員、もう少し、説明……。分かりますか。質問の内容は分かりましたか。

○保護課長（中島友子君） 分からなかったです。すみません。

○委員長（横尾秋洋君） そうしたら、もう一度。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 121件相談件数がありまして、そのうちの自立相談支援事業、住宅確保給付金支給と家計改善支援事業、就労準備支援事業の64件は分かったんですが、そのほかの57件はどのように解決されたのかなという御質問です。

○委員長（横尾秋洋君） 分かりましたか。

○保護課長（中島友子君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 実際に相談を受けた件数が121件で、実際に事業に入った方が64件ということを言われてあるんですね。その121件には相談だけで終わった、解決できたものと、他機関に、こちらのこの事業ではなくてほかの機関につないで支援を行った部分もございます。

○委員（春口 茜君） 別の課。

○保護課長（中島友子君） はい。他課の。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） では、ほかはないようでありますので、保護課の説明はこれで終わります。

しばらく休憩します。あとは高齢者支援課との交代です。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部最後の高齢者支援課であります。

部長、紹介をお願いします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 高齢者支援課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 高齢者支援課課長、古田と申します。よろしくお願いたします。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 高齢者支援課高齢者福祉担当の係長をしております真鍋と申します。よろしくお願いたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、シルバー人材センター運営補助事業についての説明を求めます。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、シルバー人材センター運営補助事業、補助金の内容、主な仕事内容について説明させていただきます。

決算審査資料の91ページになります。

決算額は1,981万円となっております。補助の内容は、筑紫野市高齢者労働能力活用事業費補助金交付規則に基づき、高齢者の就業機会の増大を通じた生きがいつくりや社会参加の促進を目的とし、多くの高齢者に対して就業機会を確保及び提供しているシルバー人材センターを支援するため、その運営費について補助を行っております。市からの補助金は、主としてシルバー人材センターにおける運営費の一部である職員の手当等に充てられています。補助金額は1,960万円でございます。

主な仕事内容です。こちらはシルバー人材センターの総会議案書、事業報告より抜粋させていただきます。

1 公共事業、公共施設管理・清掃、公園等の除草・清掃、駅の駐輪場の管理等、2 民間事業、民間施設管理・清掃、個人宅の除草・清掃、育児支援サービス等、3 独自事業、刃物研ぎ、手作りリフォーム、高齢者対象のパソコン教室、石焼き芋販売等でございます。

説明については以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 補助が主に職員の手当等だというふうに受け取りましたが、今、何人の職員さんがいて、不足がないのかということと、それから、主な仕事内容も出しているんですけれど、仕事そのものは、推移というのはどんなふうになっている、何というか、人数に対して仕事に十分にあるのか。そこら辺のバランスはどうなっているのかについてお尋ねいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 質問内容は分かりましたか。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 職員数でございますが、正職員が4名、それと嘱託職員が事務局長を含め4名となっております。そのうち1名は週4日勤務ということでございます。会員数に対する事業の量というのは、ちょっとこちらでは把握しかねるところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。西村委員、それでいいですか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 人員の不足が訴えられているとかということはないと理解していいですか。

○委員長（横尾秋洋君） 職員の不足はないかということですね。職員というのは、正社員と嘱託社員ということですか。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 職員数が不足しているということは、すいません、こちらではそういった情報は持ち合わせてはおりません。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 私だけかもしれませんが、なかなか大変なんですよって漏れ聞こえてくるんですね。そうすると何が大変なんだろうというと、市がこれ、行っている支援事業ですから、市に聞いてみようと。何か大変ですって聞いていますかと。何が大変な

のか分かっていますかと。

いいですか。何か大変だと聞いているんですが、仕事もないし大変なんですって聞いているんですけど。そうじゃないならそうじゃなくていいんですから、あなたたちが支援しているシルバー人材センターの状況について、把握している中身でいいですから、この時点で分かっていることだけでも教えてください。

そうしないと、支援したって。無駄な金を使っているんですか。それとも、もう少し支援をこの点ですればこうなるというふうに、この決算の時点であなたたちがどう見ているかを示していただきたいと思っています。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） シルバー人材センターの運営状況につきましては、令和2年度に市の事業を減らした関係でちょっと運営的には厳しいということを昨年度の終わりぐらいからお聞きしておりまして、事務局の職員と協議をしておるところでございます。

こちらの提案といたしましては、国の補助が増えるような方策はないかであるとか、あと、市の内部で事業を増やすことができないかというところを検討しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 今の回答でいいですか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 市の仕事を切っちゃったんで窮屈になりましたというか、仕事がなくなったというね、そういうことがあるなら、それを復活させるかどうかということも検討されればよいかなと思います。改めて、この事業が筑紫野市の高齢者の生きがいづくりであったり、就労機会を増やすようなそういうことで支援されている中身だから、もう少し、この1年やってみて、平成2年からいろいろ分かってきているなら、もうそろそろこの決算時時点で所管のところから何らかの判断を提起されるのかどうかと思っています。私はそういう意味で、もう早うせんねと、ちゃんと。こういう事業は大事ですから、なくしてしまうつもりですかというふうに思うので、よろしくお願いします。

○委員（田中 允君） 委員長。休憩中ですか。

○委員長（横尾秋洋君） いや、課長。

○委員（田中 允君） 事業の内容が分からな今の話は通じんよ、この人たちに。ほかの

委員に。どういう事業がどうなって、こういうふうになら、大変だという、それはあなたに説明すればいいよ。そのうち、あなたがこうこう言うたっちゃ、中身が分からな話が通じんじや。

○委員（上村和男君） 今説明したやろう。

○委員（田中 允君） じゃあ、何ね。質問の内容は。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

上村議員のほうから、大変厳しいという状況も、話も聞いているんだけど、行政側としては何かそういうことが耳に入っていますかというようなことでありますので、答えられるだけの範囲でいいですから、課長のほうから答弁を願います。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今後、高齢者が増えていく中で、このシルバー人材センターが担う役割も非常に大事になってくるかと思えます。運営が厳しいというところで、私どもも、先ほども申し上げましたけれども、国の補助の活用であるとか、市の事業を増やすことであるとか、そういった協力をしながら支援を続けていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、健康福祉部はこれで終わります。次は教育部に入ります。

ちょうどあれがいいので、今10時50何分ですか。11時5分から始めましょう。次は教育部です。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員が入ってこられましたので、休憩前に引き続き会議を

開きます。

今から教育部でありますので、教育政策課から行きます。

教育部長、御挨拶して職員の説明をしてください。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆さん、こんにちは。教育部長の長澤でございます。日頃から教育行政の推進に御指導、御協力をいただき、ありがとうございます。

本日の令和4年度一般会計歳入歳出決算審査、教育部の集中審査につきましては、24項目の審査を行っていただきます。簡潔に所管課より説明をさせますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、出席しております教育政策課の職員が自己紹介をいたします。よろしくお願いたします。

○教育政策課長（轟 治峰君） お疲れさまです。教育政策課長の轟でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○庶務担当係長（山内徳章君） 教育政策課庶務担当係長をしております山内です。よろしくお願いたします。

○人権・同和教育担当係長（藤田賢史君） 教育政策課人権・同和教育担当係長をしております藤田といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、課長、説明に入ってください。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、各小中学校児童数の推移、今後の見込みにつきまして、御説明申し上げます。審査資料は92ページでございます。

令和4年度から令和9年度までの学校ごとの児童生徒実数推計表でございます。全体といたしましては増加が続いております、令和9年度の推計値は、令和4年度実数値と比較して約6%の伸びとなり、特に二日市小学校、筑紫小学校、筑山中学校の増加が顕著となっております。一方で、山口小学校、原田小学校、天拝小学校、筑紫野南中学校につきましては、減少する見込みとなっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 今説明を受けました。質疑はありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 減りよるところと増えよるところとの格差が大分出ているみたいですが、今、学校選択制を取っていますよね。まずは、今後、学校選択制の見直しをやるのかやらないのか。例えば、筑紫東小学校の場合、筑紫の一部を入れるとか入れんとか、

道路開通したから入れるとか入れんとか、そこら辺りも含めてお尋ねです。

そしてまた、どういったらいいかな。まず、それをお願いします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 現在、学校選択制につきましては、二日市東小学校と筑紫小学校の2校が実施されております。この内容につきましては、今後検討してまいるといことで学校教育課のほうから聞いております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかはありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） それでね、例えば、選択制の中で、通学は、例えば、二日市東小学校としたら吉木小学校かな。学校選択制。どことしとるかな。その学校選択制の中で、やっぱり遠かったら学校選択されんような距離があるんじゃないかなと思って。そこら辺りの確認です。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前11時09分

再開 午前11時12分
—————・—————・—————

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 現在、二日市東小学校につきましては、阿志岐小学校、それから山口小学校、それから二日市北小学校へ学校選択ができるようになっております。

委員がおっしゃられるように、阿志岐小学校とか山口小学校につきましては、通学距離が長いということではありますけれど、保護者の御理解を得ながら、今、通学をしていたところでございますので、個別の御相談があったときには、その都度相談に応じていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで、学校選択制というのは市の都合でやっとするわけやけんね。そこ、根本を間違えんごとしとかないかん。自分がここへ行きたいけんやなくて、まずマ

ンモス校を分散させたい、少ない小学校に分散させたいというのが基本的な考え方やけんね。だから、そういうことを考えると、やはり市としても、例えば、二日市東から山口小学校に行きたいときも、親が送っていかないかんの、そんな学校選択制ってあるのって、最初のスタートがそうでしょうが。そりゃあ、民間学校のごと、俺が好きな行きたい学校に行くという選択制ならいいですよ。それはその人が送っていく。でも、そうじゃないんだから。そこら辺りをじっくり考えてもらいたいし、どのような考えかなということをお聞きした次第です。

○委員長（横尾秋洋君） 答弁できますか。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 今、田中議員のほうから御意見いただきましたので、現在におきましては、しっかり保護者のほうにも説明して、そして保護者の理解を得て、選択をさせていただいているという状況がございます。特別な個別な事情等が出た場合は、また保護者のほうの意見をしっかり聞きながら、対応すべき事項であれば、検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認になるんですけども、小学校において、少人数学級に段階的に移行されているところがございます。二日市小学校、二日市東小学校においては、推定で今後も増加傾向になっているんですけども、普通教室の不足とかは生じないのか、確認のため教えていただけたらなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 現時点では、普通教室につきましては、足りておるところでございます。しかしながら、委員指摘のように、今後、児童数が増えることに伴いまして学級数も増えてまいりまして、二日市小学校、二日市東小学校については、近い将来、教室数不足が懸念されておりますので、しっかり児童推計等を参考にしながら、今後対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次は93ページ、同和問題啓発事業に移ります。

課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、審査資料の93ページ、決算認定資料は82ページでございます。

同和問題啓発事業、市民への啓発状況につきまして、御説明申し上げます。決算額は242万2,651円でございます。

一つ飛ばしまして、下の段ですね。令和4年度の講演会実績でございます。夏と冬の年2回、開催をさせていただいております。まず、同和問題講演会につきましては、令和4年7月23日に筑紫野市文化会館において、コロナ対策を取りながら、入場制限をする形で開催をしております。「ふるさと・筑紫野で学んだこと」をテーマとした講演で245人の参加をいただいております。次に、令和5年2月25日の講演会では、「コロナ禍を越えて 素敵な人生・地域づくりを」をテーマに開催しまして、450人の参加をいただいております。

一つ戻りまして、啓発冊子の認知度に係るアンケート結果について御説明申し上げます。年2回開催のこの講演会参加者を対象にアンケートを実施いたしまして、回答を得たものがございます。いずれの啓発冊子にあっても、認知度の数値につきましては御覧のとおり、55%から84%という結果をいただいております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありませんか。

古賀新悟委員。

○委員（古賀新悟君） 改めて確認をさせていただきますけど、この同和問題啓発事業の目的を改めて聞かせていただけますか。

○委員長（横尾秋洋君） ちょっと、決算委員会……。

○委員（古賀新悟君） いや、決算につなげます。

○委員長（横尾秋洋君） 決算委員会やから。取り下げるね。

○委員（古賀新悟君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） なければ、以上で終わります。

○委員（古賀新悟君） いや、違う、違う。（「つなげますって言いよる」と呼ぶ者あり）決算につなげますので。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、執行部から答えるということですので、執行部、答えてください。

課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 決算認定資料にも書いてありますように、あらゆる差別をなくして全ての市民が自分らしく生き生きと暮らせる人権尊重のまちづくりの取組を進めることで、人権が侵害されることのない人権尊重のまちづくりを進めていくことのできることを目指します。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 私も全くの同感で、一刻も早く、人権問題というのは解決よりもっと発展させなければいけないというふうに思っているんですけども、その中でこの啓発の取組の一つで、市同研とかあると思うんです。

今、市職員の主査以上の職員の方、90%以上がここに加入しているということも聞いておるんですけども、そういうところに身を置いて、学習して啓発していくということもあり得るのかもしれませんが、ずっとそういうことを今までこう積み重ねていって、どこまでかとずっと聞いているんです。それは亡くなるまでというふうにおっしゃるんですけど、でも、ずーっとしたら取り留めもなくなってしまいます。今の時点でどこまで到達したのかというのがおありでしたら、この決算審査としてお聞きします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 委員、おっしゃられたことは大変よく分かるんですけど、啓発とか教育の成果ということを表現することは非常に難しいと考えておまして、この事業にあっては、市民一人一人の人権意識の醸成によって人権尊重のまちづくりが図られることだと思っておりますので、この実現に向けて、同和問題をはじめとした様々な人権問題に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ここで教育部の教育政策課は終わります。しばらく休憩して、課の入替えをいたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

今度は、学校教育課であります。部長のほうから紹介をお願いして説明に入ります。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校教育課に替わりましたので、出席しております職員が自己紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） こんにちは。学校教育課長をしております高木と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） 学校教育課学校教育担当係長の鶴澤と申します。よろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（山下 勝君） 学校教育課教育指導担当係長の山下と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 資料の説明に入ります前におわびを申し上げます。決算審査資料99ページの児童クラブ運営事業についてでございますが、提出資料に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。今後このようなことがないように進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○委員長（横尾秋洋君） 誤りの箇所は、この99ページに入ったところで、また課長のほうから説明を願います。

では入ります。94、95の各小中学校の児童・生徒、学年別学級数、それから、96ページまで同じような感じですね。では、説明を願います。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、各小中学校児童・生徒、学年別学級数（令和5年5月1日現在）、教員等の配置状況、資料は94、95ページでございます。

まず、94ページの児童生徒数、学級数について御説明します。小学校については、中段より少し下になりますが、小学校計の欄でございます。児童数は11校で6,093人、学級数の合計は260学級になります。学級数の合計は95ページのほうに記載しています。

次に、中学校ですけれども、こちらも中学校計の欄を御覧ください。中学校5校で生徒数3,079人、学級数の合計は105学級となります。

小中学校の総計ですが、児童生徒数9,172人、学級数が365となっております。

次に、95ページの教員等の配置状況について御説明します。まず、表の見方ですけれども、左から順に、学校名、学級数、そのうちの特別支援学級数、次が教員の配当定数、教員の実際の配置数、その実際の配置数の中に含まれる講師の方の人数、それから欠員数、

一番右端の欄が特別支援教育支援員数となっております。

毎年5月1日時点で、児童生徒数と学級数を確定し、それに応じて教員配当定数が決まります。その配当定数に実配置数が満たない人数が欠員数となります。令和5年9月1日現在で、小中学校合わせて16名の欠員が生じている状況となっております。

欠員の理由としましては、産休や育休、病休などの欠員に対して、代替教員の配置ができていないこと。また、定数配置をされていないことによるものでございます。代替教員の配置については、県に要望を行っておりますけれども、並行して、市においても、人材登録フォームの活用をしながら、早期に講師の配置ができるよう取り組んでおります。

説明は以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑に入ります。質疑はありますか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 少し驚いたり、実情こうなんだろうなと思いつつながら、教員数が定員割れをしている、あるいは定員に達していない。そういうところは、実際はこの年度はどういうふうにごまかされたのか。あるいは、この結果どういうことが課題となっているのか、ぜひ示していただきたいと思っております。

定員割れがずっと続くようなことがあれば、何が生じてくるのか。何が不足してくるのか。教育委員会としての責任の在り方も問われてきます。議会で何を議論したんですかというふうに問われかねない、定員割れというのはそういうことでもありますので、お互いに心して議論をしておきたいと思っております。これで、定員割れの中で何が招来したのか、そういうことをはっきり示していただきたい。

来年度に向けては、ちょっとは気合入れてやりましょうねという、議会も気合入れてやりますのでね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今、申し上げた欠員数は、今年度の最新のものにはなるんですけども、昨年度も欠員というのは生じておまして、担任の先生が不足している中で、通常担任を持っていない先生方が担任を持たざるを得なくなる、そういった状況がありました。例えば、教頭先生や校長先生なども授業に入っていただくような状況があったと思っております。

そういった中で、やはり先生方が大変忙しい、疲弊していくような状況になったというふうな認識を持っています。それが、ひいては、子どもたちと向き合う時間が十分取れて

いけない、そういったような現状があったかと思っています。

その中で、学校のほうで工夫していただきながら、何とか教員が足りていない状況を子どもたちのほうに影響がないような形で学校の運営をしていただいたというふうなところになります。

市のほうからも、その代わりではないんですけど、別のということで、先生方の業務をサポートする支援員さんとかそういった方を配置しながら、何とか少しでも先生が担う仕事を減らすことができ、本来の教育のほうに注力できるような形で進められるように努めたところではあります。

県のほうにおいても、やはりこの教員不足のほうは深刻に捉えてありまして、県は県の取組をされています。市としては、県のほうに市長会等を通じてこれからも要望を続けていきたいと思っていますし、当面、必要な講師等の配置については、人材を掘り起こす作業とかそういったところで支援がしていければと思っています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） この教員数（実配置数）の534名の中に、実際、長期休暇とか傷病等で休んでおられる先生というのはおられますか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 実配置数の中にそういった先生の数が含まれていると。なので、欠員が出るということになります。実際は休んでおられる方がいらっしゃる、それに代替の先生が充てられているところもありますし、それが足りてない分が欠員数というようなことになります。

○委員長（横尾秋洋君） ちょっと、副委員長。質問して。

○副委員長（辻本美恵子君） ということであれば、今の実配置の534からさらに少なくともなれば、その欠員数は16からもっと増えるということですか。

○委員長（横尾秋洋君） 鶴澤係長。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） 私のほうから御説明させていただきます。

欠員数については、先ほども課長のほうから御説明がありましたように、病休等でお休みをされてある方も含んでいます。なので、実際に学校のほうで病気でお休みされる方については、この実配置数の中には入っておりません。欠員数のほうにカウントをしております。

ます。

○委員長（横尾秋洋君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 今の御説明のとおり、534名は全て実配置されてあるという認識でよろしいんですね。ありがとうございました。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 不足の先生の分は講師を募集、登録してもらって、例えば、中学校だったら科目の合う先生を配置したりされているというふうに聞いていますけど、聞くところによると、近隣とも連携を取って、例えば、隣のところで、筑紫野市が不足している先生を手当てができるようだったら来ていただくように、何とか、協力し合うというんですか、近隣と協力し合っているかというように聞いていますけれど、そういうことがあるのかということと、ほかに掘り起こしのところはどんな努力をされているのか、お尋ねいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 近隣といいますと、筑紫地区辺りかなと思うんですけど、同じ福岡教育事務所管内でありますので、福岡教育事務所のほうに登録されている講師希望の方を事務所のほうからも紹介していただきながら、講師として配置ができるかという確認をしています。

それと、そのほかにというと、学校の先生方にも御協力いただいて、御存じの方を紹介していただいたり、先生方のネットワークを通じて、今、教員をされてないけど希望されている方を探したり、そういったこともあります。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

もともと学校の先生、職員不足というのは全国的な傾向で、教育大学を卒業して大体ほとんどが学校の先生になりよったのが、もう防衛大学と一緒に、自衛官にならんで民間に行くような形で、小中学校の特に教員の仕事が大変だということで、ならない人が多いという形を聞いていますので、これは単なる筑紫野市だけの問題じゃなくして、福岡市とかああいう政令都市は自分のところでやりますから、給料、待遇をよくしてね、そして福岡市に呼び込むという形でしょうけど、我々のようなところは県が全部やりますから、その県の下にやっていくということで。

ただ、問題を大きく捉まえて、何らかか、議会でも教職員の不足を確保するとかいう形

で動いているわけですから、筑紫野市単独でこんなに足りないんですよということやけど、大体もう少し筑紫野市とかで福岡県内の状況を説明してもらおうと「ああ、筑紫野市だけがこんなに、欠員が16人になつとるんじゃないよなあ」というようなことが言えると思うんですけど、今日はいいですけど、次回のときからは、そういう広い視野で説明を願いたいなど、そういうふうに思います。

そうしたら、94、95は以上で終わります。

96、97に入ります。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、各小中学校の不登校、いじめ、暴力の実態（過去5年間）、不登校の基準、いじめの内容ですけれども、審査資料が96、97ページでございます。

まず、97ページの児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査よりのほうから御覧いただきたいと思います。

令和4年度の不登校数ですが、小学校150人でした。また、その中で、令和4年度中に不登校が解消した児童は、小計の括弧書きの部分ですけれども、112人です。中学校については213人で、その中で不登校が解消した生徒が括弧書きの137人となります。合計で令和4年度は363名が不登校となり、そのうち249名は復帰をしたということになります。

暴力についてですが、令和4年度、学校内で小学校が44件、中学校55件の合計で99件となっています。学校外は0件です。

いじめについては、令和4年度は、小学校が872件、中学校が144件となっています。

それでは、96ページのほうにお戻りください。

不登校の基準ですけれども、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあることとなっています。ただし、病気や経済的な理由による場合は除きます。また、文部科学省による調査において、不登校児童生徒数とは、不登校を理由に1年間に連続または断続して30日以上欠席した者の数となっています。

次に、いじめの内容です。

いじめの定義ですけれども、いじめ防止対策推進法において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある

ほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされております。

次に、いじめの態様ですけれども、文部科学省の調査では、次に記載しております8項目で分類しております。

1項目、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるから8項目までがいじめの態様となっています。また、各項目の右端に記載している括弧書きの小は小学校、中は中学校を意味しております、報告の実績があったものとなっています。

令和4年度のいじめの認知件数が前年度と比較して増えている理由についてですが、いじめに対する学校組織としての認識の高まりによる取組の成果であると捉えています。文部科学省は、いじめの認知件数が多いことは教職員の目が届いていることのあかしという考え方を示しています。このことを踏まえた、いじめゼロではなく、いじめ見逃しゼロへの意識改革が進んだ結果、件数が増加したものと考えています。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありませんか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 不登校についてお尋ねしたいと思います。

平成30年度から比べて、小学校においては、不登校の生徒数ですね、年度末まで、3月末まで復帰した人員含めて数字を出していただいているんですけども、結構、かなり小学校においても中学校においても増えている。その要因とか把握しているんでしょうか。文部科学省は、何か令和3年度の分については実態調査をやって、本人に関わる状況としては、50%の子どもが無気力とか不安で不登校になっている。あとは、生活のリズムの乱れとかが1割ぐらい。家庭に関するのはちょっと教育委員会では改善は無理だ、難しいと思うんですけども、学校に関わる状況としては、人間関係で、その次が、学業不振、勉強が分からないというのが続いていると思うんですけども、我が市においても全国調査と似たような傾向なんでしょうか。それが、まず1点目ですね。

2点目が、ちょっと最近懸念しているのが、小中学校の学力テストについてです。学校における状況ということで、この不登校の中でも5%ぐらいですかね、小学校で3%、中学校で6%ぐらいの子どもが学業不振ということで不登校になっているということで、学力テストを、例えば、関西のほうとかでは公開しようみたいな、子どもたちに心理的な圧

力を加えるようなことが広がっているというふうには報道等で聞いています。

それが広がっていくと、ますますこういう子どもたちが追い詰められてしまうような感じになってしまうのではないかという懸念がありますけども、我が市における考え方について、お尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 不登校の要因ですけれども、先ほど言われましたこともあります。友人関係をめぐるトラブルもありますし、学業の不振、親子の関わり方、生活リズムの乱れ、無気力、そういったものは主たる要因となっているものではあります。しかし、いずれのケースも、要因が一つではなくて、複数あって不登校になっているというふうに捉えています。大きく国で出ている傾向と違うことはないと思いますが、複数の要因が絡んで不登校になっていると捉えています。

それから、学力テストに関しては、目指しているものは、学校での授業改善であるとかそういったところになりますので、決して、そういう競争であるとかそういったものを目指しているのではなく、あくまでも学校の中の課題を洗い出して、それを授業改善につなげていくというところを主に置いておりますので、そういった捉えでいるというところではあります。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 学業不振が経済的理由で、例えば塾に通わせられないとか、そういった理由も、背景を調べるとあったりすると思うんですね。その点については、もうちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） そこまでつかんでいますか。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 傾向としてそういったことが新聞等で載っているというのは把握していますが、学業と経済の状況と、そういうのを相関させて持っている数値というのは、今のところはありません。ただ、学業に対して、そういう経済的なものが影響しないように、就学援助であるとか、奨学金であるとか、そういったところでの支援をしながら、そういう差が影響していかないような取組は続けていきたいと思っています。

○委員長（横尾秋洋君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 決算ということでございますので、本来ならば、決算額に対しての話になるとは思いますが、この不登校のデータを見させていただいた中で、先ほども

段下議員も言われていたんですが、ただ、これ、年々不登校者数は多くなっているけど、リターンというか、帰ってこられる子どもたちのパーセンテージが非常に高くなってきているんですね。これ、何でなのかなという、ちょっとシンプルな疑問。平成30年度は大体3割ぐらい、ここに来て7割が3月には戻ってきたという。これは何を改善してこういうふうな数値となって帰ってきたかというのを、何か気づく点でもいいので。今後の予算に関しても、力点として、この手法というか、何かいいことがあったのかなというふうに思って、ちょっと質問させてもらいます。

それと、もう一つがいじめの問題なんですけど、令和になってこの1,016件という数字は、ちょっと何て言ったらいいかな、単純に数字を見るだけでは2倍以上になっとるものだから、これは何でこういう数値が急に出たのかという、その背景みたいのを教えていただければなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、不登校のほうですけれども、先ほど説明の中でも少し触れたんですが、不登校の児童生徒数というのが、不登校を理由に連続、断続して30日以上欠席ということになるので、30日で不登校というふうになるのが、やはりかなり数が上がってくると思います。続けてじゃなく、学校に基本行っているんですけど、欠席日数が増えてきたというところで不登校となってしまうので、そういった数になってしまっていて、少しそういった子は働きかけをチームでしていくことで欠席が減って行って、解消ということになっていくかなと思います。だから、ずっと休んでいるという子は割と少なく、この内訳を見ると、登校への働きかけをしていくことによって戻ってきているというところになります。

それと、いじめのほうですけれども、いじめのほうは、件数は増加しているんですが、法の定義によって増えている。だから、今までいじめとして数えていなかったものも数えていかないといけないんだということで学校にずっと指導していった結果、ここまで件数としては増えているけれども、そのため早期に解決を図ることで深刻な状況にならなくなっているというふうに、この件数としては捉えています。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） ここにいらっしゃる方はほとんどでしょうけど、不登校は悪いもんだと、皆さん学校に行けというのが、今までの私の固定観念でした。しかし、今からは、

これは改めないかんのじゃないかと。今、全国に24万5,000人、ありますよね。それがだんだん増えてきておると。この文科省の新聞記事によると——ちょっと読みますね。登校だけを目指にしないという文科省の基本指針を保護者の6割は知らなかったと。私も知りませんでした。知っていたら学校外の支援先を選んだ。学校外の支援先というのはフリースクールとかということですけど、可能性のあるところを選んだというのが7割。また、文科省は、空き教室を活用した学校内で不登校の児童生徒をサポートする校内教育支援センターを拡充するため、自治体に必要経費を補助することを決めた。三つ目、「不登校特例校」の名称を「学びの多様化学校」とすることを決めたと。これは自治体向けに通知をしたということなんですが、教育委員会として、このことについては、御存じですかね。

そして、御存じであれば、こういう取組についてどうしようと思うのか。これは、予算のときに言うべきかもしれませんが、ここに不登校の人数が上がってきるということは、これから先、どのように動きをしようとしておられるのかという形をお聞きしたいと思いません。

要は、1点目はこういう文科省の動きを知っているかどうか。知っているんだったら、それに対してどのように対応しようとしているのかということをお聞きしたいと思いません。

○委員長（横尾秋洋君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今、八尋議員がおっしゃっていただいた、学びの多様化の国の動きですね。そちらのほうは私どもも把握をしておりますして、学校に復帰するだけではなくて、子どもの希望とか実態に即して、いろんな学びの場を考えていかないといけないというふうに思っています。

一つは、オンラインを使って、学校の授業を配信するといったことはあるかなと思えますし、また、先ほど出ました不登校特例校、学びの多様化学校ですね。こういったような新しい学びの場というのも必要としてはあるかなと思っています。

どちらにしても、本人とか保護者とかの希望に沿いながら、いろいろな学びの場をつくっていくという、確保していくということは必要と考えています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、不登校の人のね、学力保障をね、どのようにしてうまくやっているのかということよね。それと、やっぱり不登校だからと言うてさ、家で、家庭

で勉強しよったら、かえって無駄な時間ちゅうか、遊ぶ時間やなくて、どういったらいいかな。ちょっと、標準以上に、学年平均を進んだ人とか、そういうのがあるのかなとか思ったり、いろいろ考えたりするんですけども、実態はどのようですかね。不登校の方の子どもたちの実態、小学校と中学校と分けてね、ちょっとお知らせいただければと思います。

まず、学力保障はどのようにやっているのか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 不登校の子の学力保障については、いろんな取組を学校のほうで子どもの実態に即してしていただいているんですけど、例えば、適応指導教室が中学校とかでは学校の中であって、そこでクラスの授業を見るとかということも行っていきます。クラスの中にまでは行けないけれど、そういったところで学ぶ。それから、あと、おうちで学ぶ方でも、そういった学校から授業を配信するという形を取っているところもあります。そのほか、学校のプリントを先生が届けていただいたり、そういったことをしながら、不登校でも、学校に行っていなくても、学力の保障をしていくという、そういった取組はやっています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、その結果、小学校1年生が2年生になったり3年生になっていく、そういう進路についてもちゃんと保障してもらっている。そして、やっぱり、中学校あたりも、今度は、中学校は卒業したらもう就職するも学校行くも自由やけんね。就職する道とかいろいろあると思うんですけど、そういう不登校の中で、家庭の中で、実際、まず学校が、今言ったような感じで、課長の説明で学力保障されてないと思う。いや、本当にそれだけやったら。家庭との連携というかな、その辺りがどのようになつとるのかね、実態を知りたいんです。実態を、もう少し。中学校を卒業して、高校行かんでもパツツと。高校に行ければいいたい。この中から行く人もおるかもしれない。行ってくれたらまたありがたいし、行かんで就職する人かも分からん。そこら辺の進路というか、中学生のときはそこの進路がどのようになっているのか、お願いします。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員、この件は奥が深くて、議論しても議論しても、（「うん、分かつとる、分かつとる。分かつとるばつてんね」と呼ぶ者あり）あると思うから、適当にちょっと切りたいと思いますから、簡潔に質問だけお願いします。

○委員（田中 允君） はい。いいですか。毎年、これ出ようけんね。今までしてないん

よ。今度は、ぴしっとね、1回、けじめつけないかんと思って。けじめ。やっぱりね、答弁だけやったら、実態は子どもたちは不登校でおるわけやから。答弁だけで、じゃあ、その子どもたちがきちっと成長していくのかって。じゃあ、家庭とどんな連携しているのかって。そういうのを実態としてしっかりやってもらわないかんわけよ。

○委員長（横尾秋洋君） 何か答弁ありますか。

これ、この問題ね、先ほど八尋議員が言ったように、日本の学生がアメリカに留学したり、いろいろしていったら、日本の教育制度自体がおかしいと、一律の詰め込み教育ってそんなの外国から見ると日本の教育は異常だというような意見もあるんですよ。だから、奥深い田中議員の指摘もあったし、その辺を十分学校教育課としては取り組んでほしいなと。また文教福祉委員会でもしっかりとこういうことに取り組んでほしいと思います。

○委員（田中 允君） 委員長。教育委員会の部長の決意ば聞かせて。課長だけやなくて。

○委員長（横尾秋洋君） なら、部長の決意を表明して、次に移ります。

○教育部長（長澤龍彦君） 今、田中議員のほうから意見いただきまして、不登校児童生徒の支援につきましては、国のほうも、先ほど高木課長のほうがお話ししましたように、支援の方針転換ということで、今までは学校復帰ということを目指しておりましたが、これからは社会的自立といったところの視点で、しっかり多様な教育機会の確保という視点を捉えながら、学力保障についても研究していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。ありがとうございます。（「よし。了解」と呼ぶ者あり）

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次の98ページまで行きます。

小中学校別、学校図書冊数。説明願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 各小中学校別、学校図書の蔵書数等調べてございます。資料は98ページになります。

一番左が学校名、次が学級数、それから標準図書冊数です。学校図書館の標準図書冊数については、整備目標として文部科学省が各学校の学級数に応じて標準を設定しております。次に、令和4年度末で実際に図書室にございます蔵書数です。それから令和4年度中に購入したもの、それから寄贈を受けたもの、廃棄をしたものを記載しております。

標準図書冊数としては、市内全体で18万9,360冊となりますが、実際にございますのは15万6,598冊です。

標準図書冊数を超えている学校は、16校中2校、山家小と原田小となっています。

また、令和4年度中に購入したものが4,651冊、寄贈を受け入れたものが1,846冊、寄贈元は財団法人や出版社、PTA、個人などとなっています。

最後に、廃棄したものが4,798冊となっています。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） 文科省が決めた令和4年から令和8年までの計画に従って、全国の学校図書室の蔵書を増やしていくということで、地方交付税の中に措置されてきて、筑紫野は割と毎年きちんとこんなふうには予算をつけていただいているんですけど、これの予算のときに、中学校の割合が少し少なかったもので、特に中学校に購入していただきたいという答弁があったんですが、今年、この今回の決算を見ると、70%台に上がっています。何か工夫されて中学校の数字が上がったのかということが一つと、それと、こんなふうには手当てしていただいて、これだけの蔵書があって、前のときに、コロナを経験して、読書の習慣が若干増えてきて利用が増えてきたという報告がありましたので、小中学校別の貸出し数の推移をちょっとお知らせいただきたいということですね。

あとは、やっぱり最後に言われた標準図書冊数より多いのが山家と原田小2校で、右端の表を見ていただくと、購入冊数から廃棄冊数を引くと実際には640冊しか増えないところを、こういうふうには1,846寄贈していただいて何とか増えていっているというところでは、やっぱりもう少し寄贈をしていただくような機会を増やすとか、PTAとか、呼びかけがあってもいいのかなとか思うし、あとは、全体にもう少し予算をつけていただいて、令和8年までに、あと少しなので、学校の図書を増やしていただく。そして、その図書を、学校図書の司書さんがいらっしゃるので、活用していただくような活動が増えればいいかなと思っています。その辺り、司書さんの活動も含めて報告いただけたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 中学校のほうで充足率が少し上がったというところですけれど、昨年度、少し廃棄が多かったところもあったので、全体の数を見ながら、廃棄基準にのっとって廃棄をして、新しいものを購入をお願いしますということでの周知をしておりました。その辺りを考慮していただいたのかなというふうに思います。

それと、コロナ禍での読書、令和4年度の児童生徒の1人当たりの年間貸出し冊数になりますけど、小学生が平均約85.67冊で中学生が平均約7.3冊となっております。小学生の

ほうは昨年より若干少ない、少々少なくはなっているんですけども、ほぼ横ばいと。中学生のほうは少し上昇というところになります。

図書室の利用自体は、コロナ禍では空間にたくさんの人はというところだったんですけども、貸出しなどで自宅で読書をするような機会、取組があったことによるものというふうに思っています。

それから、全体の蔵書数が増えていくところを目指していきたいんですけど、やはり図書室の状況も見ながらということになるので、古くなって、情報が古くなったものとかを廃棄しながら、新しいものを入れながら、少しずつ増やしていくというような取組を今後も続けていく必要があると思っています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 私から質問していいですか。

○学校教育課長（高木美智子君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） これ、冊数が3万3,000冊ぐらい足らんじゃないですか。これ3年間で全部これを100%しましよと言ったら、3万3,000冊をすると1,000円とすれば3,300万、2,000円とすれば6,600万、これを3年間でやれば、2,200万ずつ予算を増やしていけば、3年間で全部充当できるんだけど、そういう考え方はしないんですかね。

財政のほうからそんな無駄なあれは駄目ですよと、予算編成のときは怒られるのか、いや、学校教育は非常に大事だから、その文科省がしとるこの数字までは最低しましよと。さらに筑紫野市を教育を高めようとするれば、それを100%じゃなくて110%、120%までしましよとしたら、教育委員会に予算をもう少し増やしてやればですよ、それ、基金にどんどん積み立てよるわけやからさ、それを少し取り崩して教育のほうに充てたらいいように思うんだけど、教育部長、いかがですかね。

○教育部長（長澤龍彦君） 教育行政をこれから進めていくに当たりまして、いろんな施設の関係であつたり、これから支出する予算というのが、たくさんの予算が必要になってまいりますので、そういったところも含めて、全体的に考えていきたいと、考えていかなければいけないといったところで考えております。

今、横尾議員のほうから、助言いただきました視点も含めて、今後ちょっと検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（横尾秋洋君） だから、こういう決算審査しているからさ、毎年毎年、教育予算が少ないねという議論をずっと議会でしよるんですよ。だから、思い切ってね、この辺

でね、その辺を正式にして、議会からさ、執行部のほうにね、もう少し教育に力を入れなさいよと。そうせんと、片側じゃあいいことばかり言うけど、実際こういう標準冊数にも足らんような状況じゃあ駄目でしょうという意見を上げてもいいわけやからさ。

○教育部長（長澤龍彦君） はい。

○委員（赤司泰一君） 委員長の言葉は重いよ。

○委員（上村和男君） 審査委員長は委員長報告で言う。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、そういうことで、ここまで終わっていいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 再開を13時といたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後0時58分

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

今度はまた継続ですね。99ページ、児童クラブの運営事業についてを議題といたします。課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 学校教育課の冒頭の際に、資料の差し替えをお願いいたしましたけれども、その内容を先にお伝えしたいと思います。

99ページの差し替えの分を御覧ください。元の資料は、阿志岐小学校から天拝小学校の欄のところの数値に誤りがありましたので、訂正をさせていただいています。合計については誤りがございません。99ページの差し替えのほうで御説明させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、99ページの御説明をいたします。

事業費の推移についてですが、令和2年度が1億837万890円、令和3年度が9,114万9,088円、令和4年度が1億541万9,045円となっています。

利用者数と申込み件数についてですけれども、学校ごとに、各年度4月1日時点の通年と季節の申込み数と受入数を記載しています。新年度の申込みをされて入所要件を満たしている方については、全て受入れをできるようにNPOと協議を行っておりますので、利用者数というのはこの受入数ということになります。

各年度の合計人数は、令和2年度が1,414人、令和3年度が1,398人、令和4年度が

1,492人となっています。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 今説明を受けました。質疑ありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） この3年間において、令和4年度の受入数というのも増加しております。予算の中でも児童クラブの新たな受皿というところもあったかと思うんですけども、今のこの申込者数と受入数は全て合致しているところではあるんですけども、施設の整備量として、その受入可能人数というのは、この11校において全て足りている状況なのかというのを教えていただけたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 施設に関しては、条例のほうではおおむね1人当たりの面積というのを定めておりますが、複数のクラブにおいて、やむを得ずこの基準どおりでないところもあります。安全面等については十分に留意の上、運営を行っていただいておりますが、そういったやむを得ないというところで事業者のほうと協議しながら、受入れを全てできるように今のところは進めております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、次のページに行きます。

児童生徒通学支援事業について行きます。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 児童生徒通学支援事業、委託内容と実績についてですが、資料が100ページでございます。

委託内容と実績の表を御覧ください。

左上から、天山スクールバス運行業務委託、こちらは委託内容は、天山行政区に居住し、阿志岐小学校に通学する児童の登下校における安全確保を目的として運行するものです。令和2年度から令和4年度の対象者数と委託料を表にしております。令和4年度の対象者は13人、委託料は302万704円です。

次に、天拝小学校危険箇所安全指導業務委託は、天拝坂入口交差点付近及び大門区において、天拝小学校の登校日に通学安全指導を行うものです。令和4年度の委託料は313万

5,600円です。

次に、二日市東小学校危険箇所安全指導業務委託は、マルキョウ二日市店裏の市道から二日市東小学校裏門までの間において、二日市東小学校の登校日に通学安全指導を行うものです。令和4年度の委託料は77万8,050円です。

次に、児童バス待合室監視業務委託は、平等寺や山口地区の一部から路線バスを使用することにより通学している児童が下校時にバスに乗車するまでの間の見守りを行い、安全を確保するものです。令和4年度の委託料は43万6,380円です。

次に、平等寺地区除雪作業業務委託は、平等寺地区の通勤・通学者の交通機関の確保のための積雪時の除雪・凍結防止を目的として、除雪・凍結防止作業を実施するものです。令和4年度の委託料は266万7,500円です。

最後に、馬市地区児童安全対策スクールタクシー借上料ですが、筑紫東小学校に通学する馬市地区の児童の登下校における交通安全を確保するために、タクシーで当該児童の送迎を行うものです。令和4年度の対象者数は7人、52万5,030円となっております。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑ありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 3点お聞きしたいと思います。

まず1点目は、この100ページの表の上段部分の天拝小学校危険箇所等の表と、その隣の二日市東小、これの令和4年度の313万5,600円と77万8,050円、この差の根拠を一つ教えていただきたいのと、二つ目が、下段の表の一番左、児童バス待合室監視業務委託ですけども、この一番右には、馬市には対象人数が書いてあるんですけど、こちらのほうの対象人数を基にこの金額が出されているという、その根拠となる対象人数を知りたいということと、もう一つ、3番目は、その隣、真ん中にあります平等寺地区除雪作業、こちらの除雪の箇所というか、その道路であれば長さですよね、そういったものが詳しく知りたいなということで、お願いしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、1点目の天拝小と二日市東小学校の安全指導の違いですけども、まず天拝小のほうは、登校日の朝・夕、朝が1時間、夕方が3時間ということで1日4時間、天拝坂の交差点付近に2人、大門の通学路のほうに2名ですので、時間が4時間で4人というふうになっています。そして二日市東小学校のほうは、朝1時

間、夕方が1時間で2時間、人数が2人ということになっていますので、それによってこの金額に差が出ているというものです。

次に、児童バス待合ですけれども、人数のほうが、令和4年度は対象児童が2人であったということは確認しています。

それから、3番目の質問、平等寺地区ですけれども、除雪作業区間が一の瀬橋付近から平等寺公民館までということで、ちょっと今、ぱっと距離までは出てきませんが、区間としてはその区間になります。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員、いいですか。

○委員（宮崎吉弘君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） この平等寺地区の除雪・凍結防止作業ですけど、雪が降らないときは当然ゼロですよ。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） この委託料が、まず車両を準備してもらうのに費用がかかるというところがありますので、雪が降るかどうかというのはそのシーズンの初めに分からないため、まず車両を準備してもらう費用として年度でかかる費用があつて、実際に雪が降って、その作業したときにかかる費用というのがあるので、雪が降らなかった年にゼロになるというわけではありません。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、そういうことで次に移ります。

101ページ、外国語教育推進事業。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 外国語教育推進事業の委託内容ですが、審査資料は101ページです。

まず、1番の委託内容ですが、筑紫野市小中学校における外国語活動及び外国語教育の一層の推進を図るとともに、学校において児童生徒に外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際感覚を養成することを目的として、外国語指導助手（ALT）5名の派遣を業者委託したものです。

次に、2番の活用時数ですが、令和4年度は、小学校で2,370時間、中学校で1,182時間

の合計3,552時間となっております。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑に入ります。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、このALT、外国語指導助手の方の派遣というか、場所がこれは小学校と中学校の、書いてありますけれども、一応、山家幼稚園、それからもう一つはつくし学級、こちらも派遣がなされているということで、この派遣の時間を教えていただきたいのが一つ。

もう一つは、各学校によって時間の時数がばらばらなんですけども、これは学級数に応じた時間となっているのでしょうか。

以上、2点お伺いします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、つくし学級ですけれども、年間3日間の派遣となっております。それから、山家幼稚園も年2回程度派遣をしております。

二つ目の時数ですけれども、1クラス当たりの回数がほぼ同じになるように、各学校への派遣回数を調整しています。その上で、少しばらつきがあるのはその時々、学校の事情によって変えたり、そういったところがあるので、おおむね同じになるように調整をしています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 今言われましたけど、年間3日間とかいうことで聞いたように思うんですが、こんなもんで2,200万かけて効果が出るんですかね。効果のバロメーターはどうやって測定されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 年間3日間というのはつくし学級への派遣にはなるんですけれども、つくし学級は学校復帰を目指して、午前中は学習とか、午後は体を動かしたり、いろんなことをしている中でのこのALTの活用もしていますので、そういったことで、いろんな体験をするということで効果を見ています。ほかの学校に関しては3日間

ということではございませんで、学校へのアンケートでも、小学生、中学生、それぞれリスニングの向上とか、英語が使えるて分かる喜びとか、そういったところがアンケートで出ておりますので、そういった効果があると認識しています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） いや、効果はどうやってはかられとるんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） A L T の効果については、学校へのアンケートを基に検証しています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 今はせつかく I C T 教育もできるようになっていますから、これも大事かもしれませんが、I C T を使うた外国語教育も非常に今は、お互いにチャットでできるような感じでできますから、これは一度検討の余地があるんじゃないかという形を僕は提案します。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 実際、タブレットを使って発音の練習とか、聞いてです、教科書のQRコードを読み込んで発音の練習であるとか、聞いて返す練習とか、そういったものも取り入れてはいますので、今、八尋委員が御指摘のとおり、これからそういったところは活用をどんどん進めていければと思います。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 先ほど、1クラス当たりの派遣時間が同じようになるようにという説明がありましたけど、中学校のところで見ると、二日市中学校と筑紫野南中を比べると約3倍近く差があって、二日市中学校のほうがクラス数は少ないと思うんですね。その差というのは普通では、ああ、そうですかという感じにならないので、何か理由があるのかをお願いします。

○委員長（横尾秋洋君） 係長。

○教育指導担当係長（山下 勝君） 失礼します。二日市中と筑紫野南中のこの差について

てなんですけれども、二日市中学校についてが一番、中学校の中では大規模校になりまして、クラス数も一番多いという状況になります。ですので、単純比較すると二日市中学校が最も派遣の回数であったり活用の時間数が多くなる傾向にあるというところになるかと思えます。

その中で、各学校ごとに時間数に差が少し生まれてきている理由としましては、先ほど課長のほうからも御説明をさせていただいたとおり、1日の活用時間数、こま数については、こちらから「おおむね3こまから4こま程度、御活用をお願いしたい」ということで依頼をさせていただいておりまして、1日の派遣について何こま活用するかというところについては、各学校の創意工夫だったり判断というのが入ってこようかと思えます。

ですので、二日市中学校さんは比較的、1日派遣したときに、4こまと言いなながらも5こま、6こま活用しているというような場合もあるでしょうし、筑紫野南中学校さんについては、少しその活用の時間数が少ないというような可能性があるかと思えます。その辺りのばらつきについてはこちらでも分析をしまして、また各学校に確認ですとか、必要があれば指導していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） この外国語教育推進事業で、令和6年から8年に向けて債務負担が、先日の補正予算であったと思うんですが、金額が7,524万、ざっとであったと思っているんですが、この令和4年の決算額2,213万何がしから、今回のどういった事業の効果があつて、課題があつて、次の債務負担のこの金額になっていくのかというところで、まず令和4年度の内容について、こういうところの変更点というか、課題があつたからというところを説明していただけたらいいかなと思うんですが。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 現在の契約内容で3年間、このALTの活用をしているんですけれども、そこでやはり非常に効果があるというふうに、学校のほうからも御意見いただいていますし、こちらのほうでも効果的だというふうに考えているので、あまり大きな仕様の変更というのは考えておりませんが、今回、債務負担のほうでは、入札も今から始まりますため、その辺も含めて債務負担の金額を上げさせていただいているところになります。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） では次、学校教育課の102ページですね。就学援助費についてを議題といたします。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 資料102ページになります。

就学援助費、特別支援教育就学奨励費及び過去5年間の推移です。

就学援助制度は、学校教育法第19条、筑紫野市立学校児童生徒就学援助規則に基づいて、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うもので、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としています。就学援助の対象者は、要保護者と準要保護者となります。

上段の表は、就学援助費の平成30年度から令和4年度までの支給実績で、小中学校別の要保護者の人数と支給額、準要保護者の人数と支給額、右端が支給人数と合計額になります。

令和4年度の実績は、小学校の要保護の人数は11人、支給額は15万1,678円。準要保護の人数は957人、支給額は6,992万9,117円。合計968人、7,008万795円を支給しています。

中学校の要保護の人数は6人、支給額は18万2,292円。準要保護の人数が533人、支給額は6,366万329円。合計が539人、6,384万2,621円を支給しています。

小中学校の合計は1,507人、1億3,392万3,416円でございます。

続いて、特別支援教育就学奨励費は、障がいのある児童生徒が特別支援学級等で学ぶ際に保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況に応じ補助するもので、特別支援教育の振興を図ることを目的としています。

下段に掲載しておりますが、平成30年度から令和4年度で、左の欄から、小学校、中学校、計ということになっております。

令和4年度は小学校の支給者が153人、支給額は552万5,497円。

中学校の支給者が56人、289万9,255円の支給です。

小中学校の合計は209人、842万4,752円でございます。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑ありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 特別支援学級の子どもたちがいるところの、普通学級の子どもたちと一緒にいる時間はどれぐらいになります。気にしているのはね、ずっと開けっ放しにしているから、いろんなところで問題にされていますのでね。障がい児教育で、筑紫野市教育委員会は先進地だったことがありますして、全国からお見えになる、学習に来られる場合があったんです。それから比べると、よそと同じようになったか、つまらない、ああ、つまらないと言っちゃいけませんね、普通の障がい児教育になっちゃったのかなというふうに心配をしています。

何でかというね、筑紫野市に在学した子どもたちは、障がい者を見ても驚かないというのが特徴だったんです。障がい児と一緒にいたことがない人は、障がい者と行き会うと、どぎまぎして、何をしたいかわからないという、どういうふうに接したらいいかわからない子どもたちがいっぱいいるんです。かくいう私も、昔は一緒にないのでどぎまぎしたんですよ。体験をするということが、体験学習がいかに大切かというのをね。障がい者にとっても、友達がいるということが生きる力になるんですね。そういう意味で、一緒に勉強する、一緒に体験をする、学び合う、そういう環境を準備していた筑紫野市の障がい児教育というのは非常に優れた教育と言われたんですね。

最近はどうなっているのかなと心配していますので、どれぐらい、何時間ぐらい一緒にいる時間がありますかというのだけ聞かせてください。

○委員長（横尾秋洋君） 係長。

○教育指導担当係長（山下 勝君） 失礼いたします。今、委員の御質問がありました、特別支援学級のお子さんがどのぐらい交流、いわゆる通常学級のお子さん方との触れ合いの時間があるかという点についてですが、こちらについては文部科学省のほうからも基準が示されておりますが、1日当たり半分程度の時間は交流をして過ごすようにということになっております。

本市におきましても各小中学校、その基準にのっとって交流活動を実施しておりますが、これは一人一人、お子さんの特性だったり困り感も異なりますので、明確な理由があったりですとか必要な場合においては、特別支援学級で過ごす時間よりも、逆に交流学級で過ごす時間のほうが多くなるような事例もございます。例えば通常学級のほうにまた籍を移す、特別支援学級にいましたが、後々、交流学級、通常学級のほうに籍を移したいような御相談などがあった場合には、逆に通常学級でほかのお子さんたちと触れ合う時間のほう

を長くして、その後の進路だったり、そういったところを見据えていくというような取組も逆になされているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 三つあります。

まず一つ目が、一番下の102ページの認定児童の下のほうに、筑紫地区他市との比較についてということで、認定基準額が筑紫地区で2番目に高いということで、この市民税の所得割額の差が大野城と比べても400円ぐらいの差しかないので、あまり差はないとは言えるんですけども、支給項目については5市共通ということで、筑紫野市のほうが周辺市に比べてクラブ活動費を支給している分、手厚くはなっているんですけども、何かちょっと見ていると、修学旅行費については、市のホームページ上ではちょっとよく分からない、学校によって違うということで、これは実費支給というふうに支給したと考えていいのかなというのがまず1点目ですね。

あとが、要保護、つまり生活保護を受けている世帯で、それ以外の準要保護、市民税非課税とか児童扶養手当を受けている独り親の方とか、生保が廃止されて1年以内の方が準要保護ということで、その方と比べてみたときに、最近ちょっと話題になったんですけど、生活保護の家庭の子どもについては眼鏡が購入助成があるということで、それを上限いっぱい請求している大手の眼鏡店があったというので問題になったというのが、最近かなりニュースに出たから御存じの方が多いと思うんですけども、その要保護のほうの子どもには眼鏡の購入があるけども、この準要保護の子どものほうには、市のホームページにあるように項目に眼鏡がないので、要は就学援助から眼鏡の購入費用の助成は下りないのかなど。

そうなったときに、静岡とか神奈川県内のほうの市町村では眼鏡の項目が挙がっている自治体が多いんですけども、県内においてはどういう状況なのかなと思ってですね。昨年の決算を見たときに、生活が厳しい人が大変増えているという中で、その項目を去年、この就学援助を支給した中で見直しの作業とか行ったのか、眼鏡の購入とかについてですね。県議会のほうでも何か話が出ているみたいなので、それが2点目ですね。

三つ目が、家計急変ですね。家計急変した場合は、周知の方法は、子どもに一斉に就学

援助のプリントを配って周知しているというのが何年か前の答弁であったと思うんですけども、家計急変した場合というのは、どのようなアプローチ、アウトリーチしているのか、これをお尋ねしたいと思います。それが3点目ですね。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。はい、課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、1点目の修学旅行費については、実費を支給しているというところになります。

それから、2番目の眼鏡の購入に関してですけれども、近隣の状況とか、あと保護者等からの要望は、直接は今のところはなされてはいないんですけれども、国の補助基準なども加味しながら、あと、県内とか他市、県内の状況というのは具体的には存じておりますが、筑紫地区では今のところそこまでは広がっていないというところもありますので、そういったところを調査しながら考えていきたいと思えます。

それから、家計の急変なんですけれども、申請をしていただいて、今の基準で不認定となった方に対しては、近々の状況などを理由を書きいただいたり、収入の見込みなどを付けていただいたりして、もう一度認定の審査をするような機会を設けたりしておりますので、そういったことで、なるべく該当する人には支給ができるような形で取り組んでいきます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 次、103ページに移ります。

不登校対策相談員兼指導員、この事業ですね。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 審査資料の103ページでございます。

資料の上から1番目、不登校対策相談員兼指導員でございますが、こちらは令和4年度から名称を「登校支援員」として改めながら進めております。

業務内容は、悩み等を気軽に話すことができるような生徒の心の居場所づくりを行うとともに、家庭訪問等により、不登校とか不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けた支援・指導を行っております。配置先は中学校ブロックに1名ずつ、計5名でございます。相談の件数は延べ3,406件となっております。

次に、スクールカウンセラーですけれども、業務概要は、心理検査やカウンセリング等により、児童生徒や保護者の抱える心の問題の解決を図るために設置しているものでございまして、1名配置しております。週のうち2日間については学校からの要請によって学

校へ、週の3日間については適応指導教室の指導員として入っていただいております。対応件数は年間延べ163件でございます。

次に、ヤングアドバイザーですけれども、筑紫野市の適応指導教室つくし学級に通う児童生徒に対し、大学生のボランティアが学習指導や話し相手になることにより、児童生徒の自立支援を図っております。配置先は筑紫野市の適応指導教室で、令和4年度の登録者は11名、配置時間は延べ1,209時間となっています。

次に、スクールソーシャルワーカーですけれども、児童生徒を取り巻く生活環境等を含めた諸課題に対して、関係部署と連携しながら必要な支援の情報提供を行うことで、その課題解決に取り組んでいます。1名を週4日、学校教育課に配置しております。スクールソーシャルワーカーについては、各学校から学校教育課へ要請がありますので、それについて派遣するようになっております。対応件数は延べ1,280件となっています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 一番最初の不登校対策相談員のところですが、業務内容の2行目に「学校復帰に向けた支援・指導を行う」というふうに書いてあるんですけど、先ほどの不登校のところでは、学校復帰だけではないよというふうに言われていた部分について、不登校傾向もあるのでこんなふうに書いてあるんじゃないかと思うんですけど、社会的自立を目指すということとの関係で、もう少しここを説明いただきたいというのが一つ。

2点目が、スクールソーシャルワーカーなんですけれども、対応件数が延べ1,280件というふうになっていますけれども、これは学校と家庭とか地域とか様々な機関とかと相談、連携しながら対応されていると思うんですけど、1件当たりどれぐらいの回数とか時間とかを費やしていらっしゃるのかをお尋ねします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 1点目の登校支援員なんですけれども、学校復帰に向けた支援・指導もありますし、あとはブロックに1人なので、小学校、中学校で情報共有をスムーズに行っていただいて、小学校から中学校につなぐというような、学校のほうで準備ができるような、そういったような取組もございます。ここには不登校傾向の学校復帰に向けた支援ということですので、そういった学校に戻っていきたいところに対しては、

そういう復帰に向けた支援となるかと思えますし、どういうところで不登校になっているかというところを解きほぐすような相談をしていける登校支援員の役割があると思えます。

それから、スクールソーシャルワーカーですけれども、この1,280件というのは、それこそ電話を受けての相談であるとか、学校に行つての相談、家庭へ行つての相談、そこら辺を全て含めた件数になっています。それぞれ対応する時間とか、1人の人に対してかかっている回数とか、それは様々なんですけれども、そういうのを含めて全ての対応をした件数ということで挙げているので、そういったふうに見ていただければと思います。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次に行きます。

104ページ、コミュニティ・スクール推進事業ですね。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） コミュニティ・スクール推進事業の内容と実績、学校別の運営体制ということです。104ページです。

1番の事業の目的については、学校・家庭・地域の3者がそれぞれの役割を担いながら、互いの教育力を高めていく教育という理念の下、子どもたちを育成していく文化を地域に醸成していくことを目的としています。

事業の内容ですけれども、各学校のコミュニティ・スクールでの取組等については、教育委員会が委嘱した非常勤特別職の委員で構成し、各校に設置される学校運営協議会において協議、決定しております。コミュニティ・スクール推進事業では、この学校運営協議会に係る委員報酬や消耗品費を負担して、取組の推進を図っています。

地域連携教育活動の例はそこに挙げているとおりで、土曜授業、放課後学習、登下校の見守りなどがあります。地域連携教育活動の数は76活動となっております。

3番目の学校運営体制ですけれども、委員の所属等として、学識経験者以下、おおむねどの学校の運営協議会にもおられる委員さんの所属等を記載しております。通学区域内の住民とは、区長さん、コミュニティの役員さんなど、在籍児童生徒の保護者はPTA会長や役員さんなどです。そして、主任児童委員、同一ブロック内小中学校の校長先生や教頭先生など、地域に応じて協議会の委員が選ばれております。

次に、各校の委員数を表にまとめています。小学校で合計135名、中学校で合計55名、小中学校合計190名の委員の方に関わっていただいております。学校運営協議会には学校

教育課職員もオブザーバーとして出席して、場合によっては指導、助言、また状況の把握に努めるなどしているところです。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 事業の内容のところ、地域連携教育活動の例というのが挙がっていますが、今年度、地域連携の委員の方が新しく設置されるようになったと思うんですけど、このところで、課題解決、どういうことが顕著に課題として挙がってきているのかということをちょっとお聞かせください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 地域学校協働活動推進員のことだろうと思うんですけども、コミュニティ・スクール、学校運営協議会のほうでどんなことをしていくかというのを決めていく、そしてそれを実行していくときに、そういった地域学校協働活動推進員が地域とコーディネートしていく、つないでいくというような役割分担ができるのかなと思っています。学校のほうで全て担っていたところを、少しそうやって地域の推進員の方に担っていただくことで、学校と地域とがうまくスムーズにやっていけるようになるような仕組みだというふうに考えています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） では、いいですね。

次、105ページ、児童生徒への図書カード支給事業。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 児童生徒への図書カード支給事業、内容と実績についてです。105ページです。

事業の概要については、コロナ禍における物価高騰に対する支援及び家庭学習の支援策として、市内に居住する小中学生及び高校生世代の児童生徒層を対象に、図書カードを1人1万円分配付したものです。対象者数は、小学生が6,232人、中学生が3,257人、高校生等が3,194人の合計1万2,683人です。

アンケートについては、回答があった数が1,220件で、これは対象者の約9.6%となっています。回答者の内訳は、小学生が582人、中学生が292人、高校生が340人、社会人が6人となっております。

購入した書籍等の種類については、60.1%は学習参考書・ドリル、35.3%が小説・文芸、33.7%が絵本・児童書と続いております。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） これはコロナ対策で前年に続いて取り組まれた内容で、金額がアップされたんですけども、全体で1万2,683人でこのアンケートを取るということは、前のときにアンケートを取って、この事業がどれぐらい子どもたちの読書活動に寄与するのかが分かるような内容でということを取っていただけたかなと思ったら、残念ながら、この回答というかアンケートの回収率が10%にも満たないというところでは、なかなか全容がつかめないなと思っているんですけども。

ただ、ここにある10%の方が出していただいた中では、やはり当初の目的である、学校の参考になるような参考書とかドリル、小説とか絵本を買ってもらっているというところでは、熱心な方はこういうふうに使っていただいたのかなと思っているんですけど、できたら図書カードの支給事業が、学校図書との連携とか公立図書館の利用とかにつながるような形の事業になればいいなと思っていたんですけども、学校教育課としては、この事業をせっかく1億2,700万もかけて、後に続くような内容の事業であったかどうかという検証を、もう少しどこかでできるのかなと思っているんですが、その辺はどうお考えになっているのでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） この図書カードの支給をする際に一緒に送った封筒の中に、「日頃なかなか読むことができないような長編であったり、家庭学習の充実に活用してください」ということで、保護者宛てにも、子どもたちが見ても分かるようなチラシを一緒に送っておりまして、そういったものを見ていただいて、こういったふうに活用されていますし、それをきっかけとして、学校の図書室や市民図書館とかそういったところの本のほうに興味がつながっていただければという思いで発送しておりますので、なかなか検証は難しいところではありますが、今から読書活動の推進をしていく中で、きっかけづくりにはなっていると考えています。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） では、学校教育課は以上で終わります。お疲れさまでした。

ちょっと休憩が早いですが、区切りがいいので、ここで休憩しましょう。再開を、たくさんたばこを吸ってきてもらって、たばこ税が上がるように、14時からといたします。それじゃあ、1本だけじゃなくて、2本も3本も吸ってきてください。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時59分

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

今から、生涯学習課の檜木課長がお見えになりました。部長、紹介から始めてください。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が生涯学習課に替わりましたので、出席している職員が自己紹介いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課長の檜木と申します。よろしく願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習課係長の野美山と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、106ページから、自治公民館設置補助についてを議題といたします。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 資料106ページの自治公民館設置補助（新築・改築・用地購入）事業の内訳について説明させていただきます。

目的につきましては、社会教育法第42条に規定する公民館類似施設（以下、「自治公民館」という）を設置する行政区に対し、必要な補助を行い、もって社会教育の振興を図ることを目的としております。

基準につきましては、行政区が自治公民館を新築または改築する場合に、その工事費について以下の基準で算定し、費用の補助を行うとしております。基準というのは、13万5,800円という建築基準単価に補助対象面積を掛けまして、その2分の1以内としております。

令和4年度の改築箇所につきましては、朝倉街道団地と西吉木の2件が改築工事となっております。合計金額2,869万9,000円が補助の金額となっております。

説明については以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明がありました。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次は、107ページに行きます。

自治公民館設置補助事業についてを議題といたします。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 資料107ページ、自治公民館設置補助（修繕・改修）事業、内訳について説明させていただきます。

目的につきましては、先ほどの新築・改築・用地購入事業と同様の目的となっております。

基準につきましては、行政区が自治公民館を修繕または改修する場合に、その工事費について以下の基準で算定し、費用の補助を行うとしております。基準といたしましては、自治公民館竣工後5年を経過したもの、10万円以上でその超える額の3分の2以内、300万円を限度としております。

令和4年度の修繕箇所といたしましては、山家1区のトイレ改修・フローリング張り替え工事、大石区の公民館の屋根等大規模改修工事の2件となっております。合わせて413万5,000円が補助の金額となっております。

説明については以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次、108ページ、筑紫南コミュニティセンター図書室運営事業。

説明願います。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 筑紫南コミュニティセンター図書室運営事業、委託内容と実績について説明いたします。資料については108ページとなります。

筑紫南コミュニティセンター図書室運営事業において、委託の内容につきましては、図書室の運営。こちらにつきましては、図書室の開館（火曜日から土曜日の10時から17時まで）、本の閲覧、貸出し、図書・雑誌の整理、データ登録等となっております。

もう一つの委託内容としましては、主催講座、おはなし会、親子ふれあい講座、折り紙

教室の開催等を委託内容としております。

実績につきましては、図書室の運営状況につきまして、開館日数は234日、利用者数は9,356人、貸出冊数は2万2,367冊、令和4年度末の蔵書数につきましては8,116冊となっております。こちらの蔵書数には、筑紫野市民図書館団体貸出分の約1,000冊を含んでおります。

主催講座の運営状況につきましては、実施回数は41回、参加者数は、子どもが312人、大人が274人、合計586人となっております。

説明については以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） また本ですけど、筑紫南コミュニティセンターの図書室はもともと、ニュータウンができるときに図書館の分館ができればいいという話の中で、最終的にコミュニティセンターの中に図書室が設置されたんですけども、この決算額205万5,431円で、その委託内容が図書室の運営、本の閲覧、貸出し、それと図書の整理とかあるんですが、あと主催講座、これだけの仕事を全部含めて205万5,431円というところで、例えばこの中に、ボランティアで全部運営されているんですけども、ボランティアの方に係る費用とか、この205万5,431円の中身を詳細を伺いたいと思っています。

コミュニティセンターのお祭りがあるたびに、古い本を販売しながら、持ち寄った本も含めてですよ、販売しながら、新しい図書を購入するという費用に充てているわけですよ。コミセン祭りに参加したら、古い本を二、三冊買ったら1,000円ぐらい寄附するというふうな形で、皆さんからお金を頂いて、新刊図書、新刊を買うような形に今なっているんですよ。こういう運営が果たして、もともとは分館構想で設置された図書室運営としてはいいのかどうかって、この決算額から見て、個々の事業についてもう少し考えるべきことがあるんじゃないかなというふうなことで、まずはこの205万の詳細な明細を伺いたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 係長から答えますか。

○副委員長（辻本美恵子君） 難しく考えないで、例えば205万5,431円の積算根拠を言ってもらえればいいです。その中に人に関わる分があるのか、新しい本を買う経費として見積りがきちんとあるのかどうかということです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 一応、委託の内容といたしましては、先ほどおっしゃられた人件費相当というのは、図書の貸出しを行っている「はらっぱの会」の会員の人件費というところで、図書室開館の人件費と労災保険料などが予算の中には入っております。積算の中には入っております。あと、図書購入費につきましても、委託料の中に組んで積算は行っております。（「金額は」と呼ぶ者あり）すみません、休憩をお願いします。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時08分

再開 午後 2 時10分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 令和4年度の積算額については、こちらのほうから公表することはできないんですが、「はらっぱの会」の令和4年度の決算書の中の予算額として、図書購入費は18万円ということで計上されております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次に行きます。

109、110ページのヤングテレフォン相談事業、相談実績と相談体制。

課長、説明願います。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 資料109ページ、ヤングテレフォン相談事業、相談実績と相談体制について説明いたします。

相談体制につきましては、月曜日から土曜日の週6日、相談時間は10時から18時で行っております。相談員は2人、相談実績につきましては、電話相談の内訳、内容、件数につきましては、次の110ページに記載しております。先に、メール相談につきましては5件となっております。

電話相談の内訳については、110ページを御覧ください。

令和4年度の相談者の内訳件数と実績がこちらのほうに記載されております。令和4年度につきましては、相談件数の合計は609件となっております。前年度が652件でしたので、

43件の減少となっております。詳しい内容については、こちらの表を御覧ください。

説明については以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑ありますか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、110ページの表の中に、無言のものと、中段の表の5番目に性の項目があるんですが、この性の項目については、その相談の内容としては、自認の性と自分の体の不一致というところの相談件数もこの中に含まれているのか、何件ぐらいその中であるかというところをまず1点と、それと無言の件数がありますけども、これをどういった対応をしているかというところと、この無言の電話の発信者、相談者が同一の方か、ナンバーディスプレイ等でそういったものが確認できて、先々の相談につながられているか。この無言の相談があったときに、どのぐらいでそういった電話を切っているか。というのが、ソーシャルワーカーの相談支援技術の中に、無言というのも大変、本人が、相手が思っているいろんな意味が籠もっているというところがあるので、そういったところを次の相談につなげていけるような対応をどのようにされているかというところが、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 一つ目の性自認に関する相談内容というところですが、こちらのほうの細かい内容については、こちらのほうでは正確には把握しておりません。私が相談記録を見た中では、そういった内容については令和4年度については見受けられませんでした。ただ、正確なところはもう一度確認してお答えしたほうがいいかなと思います。お答えさせていただきます。

次に、無言電話の対応につきましては、無言電話につきましても、委員がおっしゃったとおり、何かを伝えたいというところで電話をかけてきていらっしゃるところは、ヤングテレフォン相談員のほうも、相談に関する知識だったり技術については十分に認識しておりますので、じっくりと傾聴するという姿勢をもって、じっくり待って対応しているというところを聞いております。

ただ、ヤングテレフォン相談につきましても、ナンバーディスプレイという機能はございませんので、実際にはどなたが何回かけているというところまでは把握はできておりません。ただ、こちらのほうから何かまた働きかけるというところはございませんが、そういった無言電話を何回か繰り返していく中で相談につながっていく件数もあるというところ

ろは相談員も認識しておりますので、対応についてはしっかりと受け止めているというところに感じております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） これは相談の電話ということなんですけど、逆に解決できたときの連絡とかっていうのはないんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 解決できたというのは、相談された方が、その問題が解決できたというところで電話をかけられるというような意味でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういったこととといいますか、「以前相談したんですが」というところで、「今こういう状況になっています」というような電話がかかってくることはあります。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、110ページの2段目の表の7番、「精神」というのは、これはスピリチュアルなものですか。それも含むんですか。それとも心の問題ですか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 「精神」というのは、精神疾患とかそういったところの精神的な問題というところで、気持ちがつらいとか苦しいとか、そういうようなことだったり、心配事があって眠れないとか、そういう精神的な悩みという意味です。

○委員長（横尾秋洋君） はい。

○委員（佐々木忠孝君） 心の問題ということですね。精神疾患とかっていう言葉を使われたんですけど、違いますよね。心の問題ですよ。違うんですか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 精神疾患も含めて、そういったところの相談というのを実際に、「自分はそういう疾患があって」というところの悩みの相談もございますし、心の問題でということも、どちらも含まれております。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） この事業の中で、困難なこともあるのではないかなというふうに思うんですね。同様の相談では、例えばいたずら電話が多いとか、それとか先ほども言わ

れましたけれど、相談内容をほかにつなげない、つながないというか、そこら辺は相談員としてもつらいところがあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうようなことに対してはどのように対応されているんでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 相談内容につきましては、まずヤングテレフォンが傾聴を中心とした悩み相談の窓口ということもございますので、まずは気持ちをしっかり聞いていく中で、具体的な問題点とか、より詳しい専門的な相談窓口というのがございましたら、そちらのほうを紹介していくというのがまず一つございます。

ただ、さらに支援などが必要な場合につきましては、場合によっては本人の連絡先などを聞きながら、そういった状況を、学校だったりほかの機関などにも相談してもよいかというところもお話ししながら、なるべく問題解決につながるような支援をできるように相談員としては心がけております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次に行きます。111ページ、112ページ、筑紫野市子ども会育成会連絡協議会補助事業活動実績に入ります。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 資料111ページ、筑紫野市子ども会育成会連絡協議会補助事業活動実績について説明いたします。

活動実績については、112ページのとおりとなっております。令和4年度の活動実績ですが、表の左側は子ども会や育成会の事業、右側は中学生以上の会員によるジュニアリーダーという会がございますが、そちらの会の活動の年間の実績となっております。詳細については表を御覧ください。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） コロナ禍もあって活動もできていなかったり、活動を再開されたりという状況だと思うんですけども、そもそもが子ども会の加入されている方とか、また団体等ですね、市の状況、減少傾向であるのか、また課題とかあれば、お示ししていた

だけたらなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） こちらが子ども会育成会の連絡協議会のことになりますが、筑紫野市子ども会育成会連絡協議会の会員数については年々減少していると、加入する子ども会が減少しているというところは聞いております。

その原因につきましては、やはり子ども会自体が減っているというところが一つと、あと、子ども会の活動をさせる育成会という、親だったり地域の大人の活動がなかなかできていないといいますか、活動が難しいというところで、子ども会活動自体ができないということで減少していったり、子ども会育成会に入らずに活動を続けるというような実態があるというふうに聞いております。

筑紫野市子ども会育成会連絡協議会としましては、やはり全体の会員数が増えることで子ども会活動を活性化するというのが目的の一つでございますので、そこら辺のところ課題だというふうに認識しているというふうに市としても考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 課題の中でも減少傾向でありまして、けど、全体としては会員数を増やしていきたいというふうなところがあるならば、来年度に向けて何か行政から、どう機運を広げていくというかですね、何かその点を考えられているのか、もうちょっと併せてお尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） こちらのほうは、筑紫野市子ども会育成会連絡協議会と課題についてお互いに連携して協議しながら、改めて、どういった活動が会員増だったり団体数の増加につながっていくのかということも含めて、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、次に移ります。

113、114ページですね。地域子ども会活動費補助事業ですかね。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 資料の113ページ、地域子ども会活動費補助事業、地域

別の人数、過去3年間と活動実績について説明させていただきます。

地域別の人数につきましては、別紙114ページのとおりとなっております。

活動実績については、各子ども会で行っている主なものを挙げさせていただいております。この表のほかにも、芋苗植えとか芋掘りとか資源回収等を実施しております。

説明については以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、ないようですので、115ページの竜岩自然の家管理事業に入ります。

課長。

○生涯学習課長（楢木理恵君） 資料115ページ、竜岩自然の家管理事業、歳入及び歳出の推移、人件費内訳（過去3年間）、利用者内訳、稼働率、工事实績について説明いたします。

歳入及び歳出の推移、人件費内訳につきましては、令和4年度は歳入が595万9,820円、歳出につきましては2,818万2,251円、そのうち人件費につきましては883万8,323円となっております。

利用者数につきましては、ログハウス・テント利用件数、プレイドームの内訳です。令和4年度につきましては、ログハウスは市内が1,180名、市外が2,348名の合計3,528名。テントにつきましては、市内が465名、市外が1,154名、合計1,619名。プレイドームにつきましては、市内812名、市外2,296名の合計3,108件となっております。

次に、稼働率につきましては、使用日数を開所日数で割った率を稼働率として掲載しております。令和4年につきましては開所日数が311日でしたので、ログハウスにつきましては53.1%、テントにつきましては47.6%、プレイドームにつきましては96.1%となっております。

最後に工事实績につきましては、倉庫の設置工事を行っております。経年劣化のため倉庫2棟を更新いたしております。工事請負費は66万9,760円となっております。

説明については以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑ありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今まで何度か御指摘もさせていただいたかと思うんですけども、

歳入歳出の差ですよね。こちらが社会教育に位置づけられていて、もともと小学校もあつたりだとか、その点も含んだ施設だというふうには認識はしております。その中で、この歳出と歳入の差が生じている、これがまた大きくなっているようにも思えるんですけども、今後の竜岩自然の家の管理事業としての考え方というのをまず一つ、1点。

また、利用者数を見ても、プレイドームは特に稼働率が高くて、大変御利用していただけている方、リピートも多いんじゃないかなと思うんですけども、一方でテントであるとかログハウスであるとかは稼働率が若干こっちに比べれば低い状況でありまして、また、ログハウス、テント、プレイドームも市外の方が多く利用されているというところも含めれば、市内の方にも利用していただけるような取組というのにも必要かなと思うんですけども、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 前田委員がおっしゃったとおり、歳出歳入のそれぞれの差というのは、令和4年度になりまして、またさらに2,000万近くあるというのは現状は把握しております。しかしながら、社会教育施設というもともとの竜岩自然の家の目的に沿った活動というところを大切にしていくというところを考えますと、現状においては、今の状況で運営していきながら、さらに活用を広げていくというところが重要であるというふうに考えております。

そこら辺のところ、市内の住民の方への取組を進めていくというところにもつながると思うんですけども、令和4年度についても市外住民の方が多かったというところも踏まえまして、今後、市内住民の方をより多く呼べるような取組というのをどのように行っていくかというところを検討している中で、特に令和5年度に入りまして、文部科学省なども子どもの体験活動の重要性というところを非常に訴えておりまして、特に自然との触れ合いというところが、子どものいろんな自己肯定感だったり、自立に向けた自己有用感とか、そういったところの育成に役立つというところを強く訴えてきておるところで、そういった動きに市としても沿った形で取組を進めるという意味でも、竜岩自然の家という自然環境が豊かなところで体験活動を行えるような施設というところを十分にアピールしていくことが大切かというふうに考えております。

そういったところも踏まえて、今後、市内の住民に向けた取組について、福岡県の関連施設なども連携して取り組んでいきたいというふうに本年度から考えているところです。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、稼働率の問題が出たけどね、ログハウスとかテントとかは季節性があるから低いわけやろ。そこははっきりまた言うて。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 田中委員におっしゃっていただいたとおり、やはりキャンプ場というところは、季節のいい時期ですね、4・5・6・7・8・9月ぐらいまでは非常に利用者も多いんですが、11月から冬の期間については利用者数が少ないというところもございますので、そういったところを解消するように、昨年度からドラゴンロックフェスタについては11月の開催というところでPRをしていこうというふうに変更をしておりますし、また、今年度からさらにもう少し事業についてなり施設についてPRしていこうというところで、動画のユーチューブでの配信といったところも検討しているところもございます。

冬の時期の閑散期というところをどう解決していくかということと、また市内の方に来ていただくことのリピートが、やはり利用者数の増加につながっていくと思いますので、1度きりではなくて定期的に来ていただけるような内容の充実というところが今後の課題になっていくというふうに考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員、簡潔に。

○委員（西村和子君） すみません、そもそもですね、私も感じているんですけど、何で市民に比べて市外の方がこんなに、市外の方に人気があるのかということのをどんなふうに分析されているのかということと、それとテントのところなんですけれど、持込みさせてもらいたいという意見が結構聞かれるんですけど、テントを張るところを有料にして収益を上げるとかっていうことについては考えられないのかなと思うんですけど、お聞かせください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） まず、市内住民に比べて市外住民が多いというところは、やはりキャンプといった特別な体験というところをするときに、日頃手軽に行けるところよりも、市外の違ったところで行いたいというところが大きいのかなというところを施設職員とも話しております。そこら辺もありますので、なるべく継続して来れるような仕組みづくりといいますか、取組づくりというのが市内住民の取り込みにつながるのかなとい

うところを感じております。

また、テントにつきましては、テントサイトにつきましては、前から有料でテントサイトは使うようになっておりまして、既に持込みも許可をしておりますので、これまでテントサイトにつきましてはなかなか人数が伸びなかったんですが、コロナ禍以前に比べてもテントの利用人数については大きく増えているというような状況になっているのは、持込みというところが認められたところであるというふうには、こちらのほうとしては認識しております。

○委員長（横尾秋洋君） はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次に行きます。生涯学習課最後の116ページ、竜岩自然の家の主催講座事業——これも一緒にやればよかったね——です。説明願います。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 竜岩自然の家主催講座事業参加人数・実績（過去5年間）について説明いたします。

竜岩自然の家では、主催としていろんな事業を行っておりまして、こちらの表のとおりで行っております。参加者人数につきましては、5年間の推移も含めて、こちらの表を御覧ください。

説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） では、生涯学習センター、檜木課長、お疲れさまでした。

しばらく休憩します。次は文化・スポーツ振興課が入ってきます。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時36分

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

今回、文化・スポーツ振興課の審議といたします。

部長、紹介をお願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が文化・スポーツ振興課に変わりましたので、出席職

員が自己紹介いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） こんにちは。文化・スポーツ振興課長の松木でございます。よろしく願いいたします。

○スポーツ振興担当係長（萩尾浩三君） こんにちは。スポーツ振興担当の萩尾と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君） こんにちは。文化振興・図書館担当係長の前田です。よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、117ページ、図書館の業務委託料、委託先、委託業務ごとの職員配置数等々に入ります。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） では、図書館運営事業の図書館業務委託料、委託先、委託業務ごとの職員配置、図書司書数、レファレンスの実績と担当者について御説明いたします。審査資料は117ページでございます。

令和4年度図書館運営事業の委託料の決算額は7,021万5,024円でございます。内訳は、管理業務委託料と図書館システム機器運用保守業務委託料でございます。

まず、市民図書館運営業務委託についてですが、業務委託料は6,897万円、委託先は株式会社筑紫ビル管理でございます。

次に、委託業務ごとの職員配置でございますが、正規職員が14人、非正規職員が10人、合計24人でございます。業務責任者としてマネジャーが1人、副業務責任者としてサブマネジャー2人が配置されておりますが、図書館資料の選書、登録、装備、配架、修理などの管理業務やカウンター業務などの館内奉仕業務は全員で行っております。また、職員のうち司書の有資格者数は20人でございます。

次に、レファレンスの実績でございますが、令和4年度は6,465件ございました。レファレンスは館内奉仕業務に含まれるため、移動図書館車の運転手を除く全員で行っております。

次に、図書館システム及び機器の運用保守業務委託についてですが、業務委託料は124万5,024円、委託先は株式会社BCCでございます。委託業務は、図書館業務、図書館ホームページシステム及び関連機器の保守点検で、現在、市民図書館にて稼働しております図書館システムのソフトウェア及び機器が問題なく作動するよう管理するとともに、システムを使用する中で不明な点があった場合の問合せや、不具合が生じた場合の復旧対応な

どを行っております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（横尾秋洋君） 説明をいただきました。質疑に入ります。質疑される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） では、次に入ります。

118ページ、指定管理施設維持管理事業に入ります。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 指定管理施設維持管理事業、内容、実績について御説明いたします。審査資料は118ページでございます。

指定管理施設維持管理事業の目的は、スポーツ施設の維持管理を指定管理者に行わせ、専門性を生かした効率的な施設運営を行うものでございます。本市では、平成23年度から一般社団法人筑紫野市体育協会を指定管理者に指定しております。

指定管理を行っている施設は、勤労青少年ホーム、農業者トレーニングセンター、筑紫運動広場、御笠運動広場、山家スポーツ公園の5施設でございます。

令和4年度の決算額は8,227万3,320円でございます。内訳は、指定管理施設の修繕料92万5,320円、スポーツ施設等運営委託料8,134万8,000円でございます。

修繕料につきましては、老朽化した山家スポーツ公園管理棟の自動ドア修繕、農業者トレーニングセンター及び山家スポーツ公園の外灯修繕を実施いたしました。

また、スポーツ施設等運営委託料につきましては、指定管理施設を運営するための人件費、委託料、光熱水費、修繕料、備品購入費などに充てられております。

指定管理業務は、スポーツ施設等の利用の許可及び利用料金の収受に関する事、スポーツ施設、附属設備、備品等の維持管理に関する業務、スポーツの振興に関する事業の企画及び実施に関する事業などでございます。

令和4年度の指定管理施設利用状況につきましては、勤労青少年ホームが2万833人、農業者トレーニングセンターが6万4,944人、筑紫運動広場が1万9,459人、御笠運動広場が3万3,388人、山家スポーツ公園が3万6,087人でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（横尾秋洋君） 説明をいただきました。質疑ありますか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） この1,517万390円、この指定管理の使用料ですけども、それぞれのですね、この勤労青少年ホームとか農業、これ書いてありますけど、山家スポーツ公園まで、これの使用料というか、それぞれの施設の内訳を知りたいんですけど。というのが、この利用者の使用料ですけども、かなり、維持管理とか修理とか等を考えると、ちょっと安いんじゃないかという声も実際お聞きしたりするので、お聞かせ願いたいというところでは。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 指定管理料の8,134万8,000円でございますが、こちらは指定管理施設の維持管理に充てられる金額でございます、いわゆる施設を利用する利用料金の歳入ではございませんが、この中から、8,134万8,000円から、それぞれの指定管理施設の維持管理に充てられるということでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 決算審査の決算書の33ページ、ここに指定管理施設使用料がありますけど、それぞれを聞かせていただきたいということです。

○委員長（横尾秋洋君） 33ページの……。

○委員（宮崎吉弘君） 歳入の分の。（「ここには入ってないよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後 2 時46分

再開 午後 2 時47分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 歳入の合計の内訳は分かるんですが、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。ほかにありませんか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この山家のスポーツ公園については、以前、利用者の利便性向上ということで、スポーツ公園のテニスの予約の件をお尋ねしたことがあったかと思えます。ネット予約とか、その予約のとき事前支払いしないといけないとか、何かそういった

点で、周辺市に比べてちょっと不便だという御意見をいただいているんですけども、その点について、課題と見直しの状況とか教えていただけたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 今おっしゃったとおり、山家スポーツ公園に関しましては、予約をして事前に利用料金を納めていただくという形を取っております。今のところまだ、前回御質問のときと運用自体は変わっておりませんが、やはり利用者の方のお声も頂戴しているところがございますので、この辺りも今後、指定管理者と打合せをしながら、限りがあるかもしれませんが、できるだけ利用される方の利便に沿うような形に改善を図りたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、これで終わります。

担当課の入替えのためにしばらく休憩します。次は文化財課です。

————— . ————— . —————
休憩 午後 2 時49分

再開 午後 2 時51分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど檜木課長のところに、このヤングテレフォンかな、の分の中で、これは吉村委員だったと思いますが、性についての質問があって、後でお答えしますということでありましたので、お答えをしていただきます。

檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 先ほどの説明の中でいただいた質問の一つに、性に関する相談の内容の中に性自認に関する相談内容があるかというところがございましたが、相談の内容について確認を行いましたところ、性自認に関する相談はなかったということで報告をいたします。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） はい、ありがとうございました。

では、長澤部長、文化財課の紹介をお願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が文化財課に替わりましたので、出席しております職員が自己紹介いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 文化財課長を仰せつかっております小鹿野亮でございます。よろしくお願いいいたします。

○文化財保護担当係長（吉田高穂君） 文化財課文化財保護担当で係長をしております吉田と申します。よろしくお願いいいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、119ページから120ページについて説明を願いますが、文化財の管理状況について、課長、説明を願います。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 文化財の管理状況につきまして御説明を申し上げます。

決算審査資料は119、120ページでございます。

まず、文化財発掘調査における出土品の管理について御説明を差し上げるに当たり、文化財発掘調査の一連の工程並びに各種作業について、また、その中で出土品をどのように保管・管理しているかという状況につきまして、御説明をさせていただきます。

文化財の発掘調査の工程については、まず四つの作業段階に分かれます。まず、現地における発掘調査がございます。このときには適宜、現場で整理を行った上で、コンテナケースに仮分類を行います。

次に、現地調査の完了後、出土品や記録類の整理作業及び報告書の作成作業を行います。作業は、作業中の収蔵施設としております二日市分室において行います。二日市分室には、整理・報告書作成作業中の出土品を仮収蔵するスペースがございます。

最後に、報告書刊行後の出土品の収蔵でございます。報告書を刊行した出土品につきましては、収蔵施設に移動して保管することとなります。

以上が、文化財発掘調査に伴う出土品の管理の概要でございます。

次に、出土品の収蔵施設について御説明をいたします。出土品を収蔵・管理する施設は、二つの施設がございます。施設の所在地につきましては、資料の裏面、120ページに位置図を掲載しておりますので、そちらを併せて御参照ください。

まず1か所目は、大字原田1896番2ほかの市有地に所在しております鳥越収蔵庫と呼んでいるものでございまして、軽量鉄骨プレハブ造の平屋建物が3棟ございます。主に、隈・西小田土地区画整理事業、御笠地区の県営圃場整備事業などに伴う出土品が収蔵されてございます。

2か所目は、大字原田1342番1に所在しております宝満収蔵庫でございます。こちらには、鉄骨造平屋建物1棟がございます。施設のうちの約40%のスペースは、総務課の所管の公文書収蔵スペースとしても併用しておりますことから、文化財課所管の収蔵スペース

は残りの60%のスペースで対応しております。出土品の大部分はこの宝満収蔵庫に保管している状況でございます。

以上で文化財の管理状況についての御説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 年々、発掘調査に伴って出土品も増加傾向にあるのかなと思うんですけども、それを二つの収蔵庫によって保管をされている状況かと思うんですけども、これはずっともう累積して行って、常に収蔵していく状況なのか、今のキャパ的には足りている状況、今の施設に対して出土品は全然賄えている状況なのか、それは今後も必ずしもずっと保管していく方向なのかというのも、説明をぜひお願いしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 文化財の出土品の出土量の予測でございますけれども、開発等の数ですとかその内容等によってくることから、正確な数量を見通すということはかなり難しい部分もございますが、ここ直近数年の増加量を考慮した上での現在の見通しとしましては、当面の間は対応できるスペースはあるというふうに考えております。今後も現在あるスペースを有効に活用しながら、工夫をしながら収蔵していくことで、効率的な収蔵を行ってまいるといふ所存でございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） ちょっとお尋ねしたいんですけど、この文化財というか、貴重な出土品を、プレハブとか、今お聞きしましたけど、原田の鉄骨造りのやつとか、あとA・B・C、3棟プレハブがありますけど、今すごく気候というか、温度が高いじゃないですか。基本的には低温・低湿のような状況で保管をされているのかどうか。そういった気候変動による、要らんお世話でしょうけど、どのように保管をされているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 環境の管理の問題かと存じますが、文化財の素材というのは非常に多岐にわたるものがございます。特に今御指摘いただいたような環境、温度・湿度に多大なる影響を及ぼすような資料につきましては、博物館、歴史博物館のほうの特別収蔵庫と一般収蔵庫がございますが、特別収蔵庫のほうに保管をしております。こちら

は24時間、温湿度管理でございます。

埋蔵文化財につきましては通常、脆弱な対象の資料ではなくて、土器でありますとか土を焼いて作られたものでありますので、温室の影響を受けないというわけではないんですけども、限られたスペースを有効に活用していくということで、対象文化財の性質によって仕分をしながら収蔵しているというのが現状でございます。したがって、今御説明をしましたプレハブ造とかの収蔵物は埋蔵文化財で、割と温湿度に影響を受けないというような判断をしているところでございますので、その辺りは適切に収蔵されているというふうに判断をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 山口小学校の横にある部分の取扱いはどうなっているのでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 今御指摘の山口小学校のすぐ横に隣接しております水資源公団の事務所があったスペースを、かつて文化財の収蔵スペースとして使わせていただいております。ただ、建物施設の老朽化、もう40年近く、以上ですかね、建っていることもありまして、かなり老朽化が進んでおりました関係で、現在は、令和2年に遺物等を全て持ち出しまして、資料に記載してあります宝満収蔵庫のほうに移設しております。今のところ、その土地の利用の仕方の方針というのは決まってはございませんけれども、現在は埋蔵文化財を収蔵している状況がないという状況で、空いた状態で管理しております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 高原委員。

○委員（高原良視君） ということは、普通財産ということですか。何でかというたらね、あなたのところはいつも草刈りとか時々来てあるけども、それは管理してあるという意味合いですが、きれいにのけてしまえばね、学校としても一緒に地域としても使えるから、要らないなら、そういうものでお聞きしました。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 山口収蔵庫とかつて呼んでおりました、その施設でございますけれども、現在のところ、その土地そのものは文化財課の所管として管理はしておりますが、今のところ、その跡利用については現在まだ検討しているところでございませ

て、まだこの場で明確に利用の仕方をお答えできる状況にはないということでございます。

○委員長（横尾秋洋君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 昨年度も聞いたと思うんですけども、寄贈いただいた柚須原観音とか、宝満地藏絵巻でしたっけ、とかの、補助金を活用して修繕とかを今後行っていく計画を立てているというお話だったので、その進捗についてと、それが1点目。

2点目が、結局、資料整理に精通する専門的な職員がいないので、会計年度の職員で対応しているということで、研修のお話とかたしかしていたと思います、研修がどうなっているかとかですね。それとかあと、正規職員の登用についてですね。その点どうなっているのかというのが2点目。

先ほど宮崎委員が言われていたように、温湿度管理については、管理システムの更新が必要じゃないかという話も聞いているんですけども、その点が大丈夫なのかというのが3点目ですね。

もう一つが、この宝満収蔵庫ですね。これは場所を見ると、クリーンヒル宝満の横の、前に建物が建っていた辺りを指すので、ここのエリアが、ハザードマップを見たらイエローの土砂災害警戒エリアだったんですけども、多分、鉄骨造りだから丈夫なのかなと思うんですけども、その点大丈夫なのかなと思ひまして、その質問です。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 宝満山入峯絵巻と観音様は、いずれも市の指定文化財になってございます。今は博物館の特別収蔵庫のほうで保管管理をしておりますが、修理を今後していく必要があるということは十分に認識をしております、現在、宝満山が今年、国指定になりまして10年の節目の年でもございますので、そういった機運を盛り上げながら、修理に向けた取組を進めるべく、現在準備に入っておるところでございます。様々な手続がございますので、その辺りを踏まえながら適切に対処してまいりたいということでございます。

それから2点目ですが、職員体制につきましてでございます。職員体制につきましては、現在、文化財課における報告書作成業務に従事する職員と申します——全体では職員が17名のうち、報告書作成に従事する技師は、正規職員が8名、会計年度任用職員が2名の合計10名で対応しております。それが今の状況でございます。その中において文化財の保全をしていくために、人材の育成をはじめ、技術継承ということについては喫緊の課題であると認識をしておりますので、そういった部分に関しましては、様々な研修の機会を利用

したり、人材の確保及び育成に努めてまいっているというような状況でございます。

それから3点目、博物館の温湿度管理の件につきましてですが、温湿度管理を24時間しておりますのは、博物館の特別収蔵庫が2室ございまして、その1と2、対象となる文化財の素材、種類等によって仕分をしておりますが、設定を変えて管理をしております。

更新のことに関してのお尋ねだったかと存じますが、システム自体は空調の仕組みを工事を更新しておりますので、現状におきましては機能をきちっとしているということでございます。ただ、どうしても機械的なものなので、湿度が下がったり上がったり、温度が上がったり下がったり、そういった場合は手動に切り替えて、随時、学芸員が午前中と午後、見回り、巡視をしております、その中で対応しているというようなことでございます。今のところ温湿度に関しては、館内の環境という部分におきましては適切に管理されているという認識を持っております。

それから、宝満収蔵庫の立地等々の件でございます。こちらは旧宝満環境センターの持ち込まれたものを選別する施設がございまして、そちらの躯体を利用して壁をつけて、今収蔵庫として使わせていただいているという状況でございます。今のところ、昨今の豪雨でありますとか、いろんなそういう状況はございますけれども、委員もおっしゃっておられましたように、鉄骨造りでかなり頑丈な施設ではありまして、当面の間、特にそういった災害影響、水が入ってくるわけでもございませぬので、ない中で管理をしていけるのではないかなという予測で対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次、121ページ、文化財の整理報告事業について説明をお願いします。

課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 続きまして、文化財整理報告事業における過去の発掘調査件数、調査報告書の件数並びに進捗状況について、御説明を申し上げます。決算審査資料は121ページでございます。

まず決算額でございますが、決算額は94万7,100円で、その内容につきましては、文化財報告書の刊行における印刷製本業務でございます。

次に、令和4年度末までの発掘調査の件数についてでございますが、累計で合計239件

となっております。調査報告書の刊行件数につきましては132件、119冊となっております。

次に、進捗状況でございますが、報告書刊行を計画的に進めるため、刊行の優先度が高いものから作業を進めているところでございます。令和4年度の新刊につきましては、作業の外部委託を効果的に活用し、これまで作業を進めてまいりました、大字阿志岐所在の柚ノ木遺跡及び大字常松所在の常松遺跡について、報告書の編集作業並びに執筆を行い、報告書の刊行を行ったものであります。

また、平成27年度に前畑遺跡における重要遺跡発見に伴い、令和元年から2年度にかけて実施をいたしました確認調査の報告書については、非常に市民の皆さんの関心度が高く、購入の要望も高かったことから、歴史博物館における有償頒布分として印刷製本を行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なかなか文化財って、特に課長の名前が頻繁に新聞報道とかマスコミ報道に出てきますので、筑紫野市を代表する文化財の責任者として心強く思っています。ますますの御活躍を期待して終わります。

では、これで元どおりに、計画どおりに入りまして、今度は建設部に入りますので、25分から開会します。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後3時09分

再開 午後3時24分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部の野田部長がお見えでありますので、一言、二言、三言御挨拶をいただいて、紹介して進めてください。腹いっぱいどうぞ。

○建設部長（野田清仁君） 長時間の御審議お疲れさまです。建設部長を仰せつかっております野田でございます。よろしく願いいたします。

本日、建設部は都市計画課1件、建築課2件、維持管理課1件、計4件の御審議を賜ることになります。よろしく願いいたします。

それでは、都市計画課職員、本日出席しております。自己紹介をさせていただきます。

○都市計画課長（鶴川和宜君） お疲れさまです。都市計画課長を拝命しております鶴川と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○計画担当係長（堀尾圭吾君） 同じく計画担当係長の堀尾と申します。よろしくお願いいたします。

○計画担当主事（山本沙枝君） 同じく計画担当の山本と申します。よろしくお願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、122ページ、都市計画基礎調査事業についてです。

課長のほうから説明願います。はい、課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、都市計画基礎調査事業、事業内容と成果について御説明いたします。

決算審査資料の122ページをお開きください。

まず、この事業の決算額は877万8,000円となっております。

次に、事業の内容でございますが、この都市計画基礎調査とは、都市計画法の規定に基づき、都市計画区域における都市の現状や都市化の動向などについて、おおむね5年ごとに福岡県が実施する調査でございます。令和4年度に県からの委託を受け、人口、土地や建物の利用状況といった、県から指定された調査項目について調書や図面を作成し、県に報告を行っております。

次に、2の主な成果でございますが、まず、令和4年3月31日時点の土地利用状況について表にまとめさせていただいております。表の一番右側になりますけれども、本市の都市計画区域は約4,393ヘクタールとなっておりますが、御覧いただきますように、最も土地利用として多いのは山林となっており、次が住宅用地、そして農地となっております。

続いて、その下の建物の利用状況でございます。表の一番右になります。本市の都市計画区域にある建物の延べ床面積は約690万平米となっておりますが、御覧のように最も建物の利用として多いのは戸建て住宅となっており、次が共同住宅、そして商業施設となっている状況でございます。

説明については以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑ありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） どこで聞こうかなと思っていたんですが、筑紫野市は道路がとて

も狭くて、歩道がちゃんと整備されていませんというお話をよく聞かされるので、この調査を通じて何か改めて分かったこととか、あるいは何かを考える基礎になったかどうか、まだ先で考えますということなのか、これは県から言われたやつだけだから、筑紫野市ではまだ考えていませんというか。第7次総合計画がそろそろ出来上がろうとしているときですから、何か考えているかどうかぐらいは、あるいは何かの参考にされているかどうか、聞かせていただければと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 道路の分での御質問ではありますけれども、この基礎調査については、主に全体、道路も含めたところの農地であるとか山林、全体の土地利用がどういうふうになっているのか、これを調査するものでございます。それで今回、この調査の結果については、成果物としてはございますので、今後、都市マスの見直しに際しての検討材料の一つとして、有効に活用したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 寂しいね。もういろいろ、いいですか、これで。

坂口委員から手が挙がりました。

○委員（坂口勝彦君） この「その他」を、どんなものかちょっと教えてもらったらいいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 表の中の「その他」、様々ございますが、主なものを御説明させていただきます。

まず、上段の土地利用状況での「その他」については、主なものとして、学校といった公益施設と、先ほど申しました道路用地、あとゴルフ場用地という形になります。

下段の建物の利用状況で言いますと、その他の主なものは、例えば事務所とか銀行といった業務施設、あと学校、神社や寺院とか、こういったものを「その他」の中に集計させていただいております。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） では、次は建築課に入れ替わりますので、お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時31分

再開 午後 3 時32分

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

建築課の永利課長が入ってきましたので、部長から紹介を受けて説明を願います。
部長。

○建設部長（野田清仁君） 続きまして、建築課、2件の御審議をお願いすることになります。建築課職員が来ておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○建築課長（永利啓次君） 建築課長をしています永利です。よろしくお願いします。

○空家対策・建築計画担当係長（山本裕介君） 建築課の空家対策・建築計画担当係長の山本です。よろしくお願いします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、123ページ、公共建築物長寿命化実施計画、説明を願います。

課長。

○建築課長（永利啓次君） お疲れさまです。公共建築物長寿命化計画について御説明させていただきます。

公共建築物長寿命化計画は、毎年、建物の定期点検や劣化調査を行っております。また、関係各課にヒアリングをしながら、施設の利用者の安全で利用しやすくなるためにどのように改修していくか、予算の許す範囲で検討を行って、毎年作成しているものです。

令和4年度は、31施設の42事業を行う計画を作成しております。その分につきましては表に記載しております。表を簡単に説明しますと、1列目が施設名、2列目が設計や工事の内容、3列目が区分——となり、区分の内容につきましては、後で御説明します。4列目が進捗状況となっております。

3列目の区分の説明ですが、区分には四つございます。1行目の機能改善とは、トイレを和式から洋式に変更するように、多様な人が利用しやすくなるようにする、いわゆるユニバーサルデザイン化をする更新やブラウン管テレビを液晶テレビに変えるなど、時代に応じた設備に更新するものを機能改善としております。

2行目の「長寿命化」は、毎年、劣化調査を行い、安全上または機能上問題が起こる可

能性が高いものから計画を上げていくものです。

3列目の「耐震」については、地震等で倒壊のおそれがあるものを耐震化する事業です。あと、この中に「新築」とか「新設」とか書いてありますが、こちらは、新たに建物を建てたり設備を設置したりすることです。

建築課はこの長寿命化計画を作成した後に、担当課にまず説明を行いまして、その後、担当課において、実施に向けた検討等がなされていく流れとなっております。

以上、御説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 説明をいただきました。質疑ありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、るる説明をいただきましてありがとうございます。三つ目の区分で、長寿命化とか、あと新築等、機能改善とかいうことを説明いただきましたけど、例えば学校の照明とかLED化というの也被まれているわけですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 基本は、本当だったら全て一遍にLED化していきたいところでございまして、ちょっと話をしますと、この計画を立てた時点で既に30年以上たっている施設が63施設ございまして、それを本来なら一度に全て新しく更新したいところございまして、それを総務省のデータで試算すると190億円ぐらにかかると試算になりましたので、修繕しながら新しく替えられるものにつきましては、その都度、LED化とか液晶テレビ化とかにさせていただきますながら、長寿命化を図っていらっしゃるところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） この長寿命化実施計画ってまとまったものがあるんですけど、その中から年度ごとに、「この年度にはこういうことをやります」ということの、その進捗だと思うんですね。ここに進捗で、みんな「完」と書いてあるのを見て、何だろうと思っていて、この区分を先ほど説明いただいてよく分かったんですけども、それぞれの年度の初めに、「今年度の取組はこういうことです」というので、その内容、区分もちゃんと書いてあって、これが終われば全体の何%まで終わるんだという、終わりはない話なのか。例えば施設ですからね、維持管理していたら終わりがありませんよね、それがあ限りはずっと、ここが終わったと思えばまた次のが出てくるわけで、ないんだろうけど、

取りあえずは計画の中でどこまで進んだのかというのが、全体像が見えるような数値化と
いうのはないんでしょうかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 長寿命化の一番の目的は、私たちの長寿命化計画の中で言う
と、建物を100年もたせようという計画であります。そのサイクルとしては、中規模・大
規模サイクル工事を25年周期で行っていく計画を立てていますが、その大規模・中規模工
事を行う25年周期の計画に合わないものが、先ほど言いましたように既に30年以上たっ
ている施設が63施設ございまして、その施設すべてを一遍に改修すると190億円程度必要に
なると試算しましたので、どの施設を順番に改修していくかを、まず検討させていただ
いています。

その検討している建物を順番で令和4年度に設計委託を上げていますが、この表に長寿
命化で書いている分については、例えば長寿命化計画の順位でいくと1番、2番に来る施
設を後回しにしても、今、この長寿命化施設の対象としている123施設の中で、その100
番目とか120番目になっている施設の設備がもし壊れたとしたら、そのまま放置するわけ
にいかないで、長寿命化計画で順位を上げ、令和4年度に長寿命化でその壊れた部分の
みの改修工事を先に上げさせてもらっています。それを直すことによって、その施設の劣
化が改善され、改修順位が下がっていきますので、その改修したものを進捗率に上げるの
は、上げれないと思っています。

対象施設の123施設が、計画の順番で中規模改修や大規模改修をしていくと、それが
1・2・3と進捗に上がっていくと思うんですけど、今の段階でいくと、去年は岡田隣保
館を大規模改修させていただきましたが、それ以前はまだ全然させていただいていない状
態でありますので、今のところ本格的にやったのは1施設になっております。今後は多分
増えていきますので、率は出ていくかなと思います。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） それで決算書の中の数字が、何というか、長寿命化計画の
実施を見るには小さい数字だったので、何かなと思って。これは全部、各場所の工事費で
予算化された数字で進んでいくというふうにあるわけですね。例えば二日市コミュニティ
センターなら、コミュニティセンターのところに計上された予算で事業が進んでいると。
その全体の、ここの建築課の実施計画の進捗状況を確認しているというところだけなん

ですね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） そうです。言われたとおりでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、次の124ページの空き家対策事業に入ります。
課長。

○建築課長（永利啓次君） 資料のほうは124ページになります。

決算額は53万3,873円でございます。

事業内容は、空き家の発生を抑制することを目的とし、市内7コミュニティセンターにて「人の終活・家の終活」セミナーを実施しております。また、相続人が存在しない空き家が1件ございましたので、こちらについては相続財産管理人制度を活用し、解消をさせていただいております。

セミナーの開催の結果については、表につけていますとおり、7コミュニティで開催し、参加者は延べで106人ございました。参加者の皆さんは熱心に聞かれ、セミナーが終わった後でも講師の方に残ってもらい、いろいろと相談をされていたところでした。

最後に、相続財産管理人制度の費用の内訳でございますけど、裁判所へ事前に財産管理人の報酬を納めるために、予納金として35万円納めております。ただし、この予納金につきましては、空き家が処分され、その財産から35万円戻ってきております。

また、この空き家の物件について情報を官報に掲載しますので、官報公告料として4,230円を使用しています。この官報公告料につきましては戻ってはきません。

以上、御説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 質疑が終わりました。質問ありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 空き家対策事業ですから質問しますと、今現在、空き家は何ぼあるのかというのと、独居老人世帯は何件あるのか、その2点お願いします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 実態調査を平成30年に行っておりますけど、そのときは651件ございました。令和3年の調査は、そのとき651件の空き家がどのようになっているかを調査しておりますが、568件がそのときも空き家と判明しております。

空き家の実態調査については、5年に1度、実施する予定になっておりまして、今年が空き家の実態調査の年となっておりますので、今段階で何件あるかというのは分かりませんが、来年の6月議会ぐらいには詳しい内容で報告ができるかと思えます。

また、独居老人という条件で空き家になったことが分かるかという話になりますと、アンケート調査をしておりますが、全ての空き家について回答は返ってきておりませんので、おおよそであれば平成30年のときの状況が分かります。

平成30年の調べたときで、アンケートが返ってきた分につきましては、651件のうち、パーセントですけど、一人世帯の方につきましては27.9%という回答が返ってきておりません。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかに。八尋委員。

○委員（八尋一男君） 私の意図が伝わっていないんでしょうけど、要は独居老人の世帯というのは、そのうち、言葉は悪いですけど亡くなられたら、そこが空き家になるでしょう。だから、その前に手を打っておく必要があるんじゃないですか。そうすることによって、その家庭はどういう方にアプローチしたら、次、相続される方がおられるかということが分かるでしょう。そうすることによって空き家を防ぐことができるんじゃないでしょうかというのが私の真意です。

だから、この651件は空き家になっとうでしょうけど、独居老人の人だったら、今やったら10%やけん、4,500件ぐらいあるんじゃないかというふうに僕は想定するんですが、そういう回答を求めたかったわけです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） すみません。今言った27%につきましては、長期介護施設とか病院に入られている方が27%でございまして、今、八尋委員が言われたような、筑紫野市全体で独居老人が何人いるかというのは建築課のほうでは把握しておりませんので、この辺りはちょっと申し訳ございません。

○委員長（横尾秋洋君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） そこは建築課の仕事じゃないかもしれんけど、高齢者支援課かどこか知りませんが、そこと連携して、ある程度そういうところにもらんだ状態で把握しておかないと、結果的には先ほど言ったような形が起きてくるので、できる限り空き家を事前に把握することによって、空き家をなくしたいというのが私の思いです。

以上です。回答は要りません。

○委員長（横尾秋洋君） これはちょっと、部長が政策的に、課の中で、部の中でして、建築のほうでやるのと福祉のほうでやるのと、いろいろの、それをやらないと今の八尋委員の質問に対して回答できんと思いますので、これは。

八尋委員、これはもう一般質問か何かに持って行ってやらないと、この決算委員会で一つの建築課に対してどうやこうやというのはなかなか難しいようですので、よく理解してほしいなと思います。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 分かりました。委員長の思いですから、永利課長にその旨理解をいただいて、一般質問いたしましょうかね。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 今、八尋委員が質問なさった少し先のことじゃないかなと思うんですけれど、例えばうちの団地は開発が始まって30年前後なんですけれど、それでももう既に、相続人が分からないという、誰に連絡すればいいか分からないという空き家があって、地域でもすごく困っているんですけれど、そういうことを防ぐためには、地域としてできることというのはあるんでしょうか。あったら対策、何というかな、問題が減ると思うので、そこら辺についてお尋ねします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 多分、地域として動くのは非常に難しいと思います。私たちが空き家の追跡調査をしておりますけど、なかなか空き家の相続人とか管理者とかに追いつくことが難しく、非常に時間をかけて探し出して、それから通知文とか出していますので、もうそういう場合は、私たちのほうの窓口にご相談していただいたほうが早いかなと思います。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 事前に対策することはできないんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 今の独居老人にも関係するんですけど、空き家にする、空き家になることを防ぐための啓発を今いろいろとしております。パンフレットを配ったり、エンディングノートをつけてもらい、例えば今回のセミナーもそうですけど、終活セ

ミナーを受けていただいて、亡くなられる前に相続の整理をしていただく動きをしていますので、対策としては、今のところそのような形の対策が取れるんじゃないかという形で動いておりますので、もっと研究しながら、いい対策があれば動いていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 今の質問と関連をいたします。相続人が存在しないということで空き家が発生するというメカニズムということであれば、来年の4月から、国が相続登記の義務化という制度を実施されますけども、これは一定、解消の促進になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 亡くなられて相続人が決まれば、3年以内に登記しなさいという形に来年の4月からなるんですけど、あと民法でまた一部変わって、相続で10年間以上もめた場合は、法律どおりの相続の案分の仕方になりますよとか原則決まってくるので、西村委員も言われましたような、相続人が分からない、決まらないという空き家が減ってくるんじゃないかと私たちは期待しておりますので、4月以降ですかね、空き家の啓発活動、また指導等はやりやすくなるんじゃないかと思っております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、以上で終わります。永利課長、お疲れさまでした。

○建築課長（永利啓次君） ありがとうございます。

○委員長（横尾秋洋君） 次は維持管理課と替わりますので、しばらく休憩します。

休憩 午後3時52分

再開 午後3時53分

○委員長（横尾秋洋君） 今日の最後になります。維持管理課、頑張ってください。部長、紹介してください。

○建設部長（野田清仁君） お疲れさまです。建設部、最後になります。維持管理課の職員が来ておりますので、自己紹介させます。

○維持管理課長（菊武秀明君） お疲れさまです。維持管理課長の菊武と申します。よろ

しくお願いします。

○維持管理課長補佐兼管理担当係長（山内和彦君） 維持管理課管理係長をしております山内と申します。よろしく願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 128ページですかね。大門高架下駐車場管理事業、利用実績。課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 審査資料の128ページでございます。

大門高架下駐車場管理事業の利用実績について御説明いたします。

決算額が188万1,821円でございます。

大門高架下駐車場の概要につきましては、設置目的といたしまして、主に二日市温泉や天拝山歴史自然公園の観光客及び九州自動車道のバス利用者のパーク・アンド・ライドとしての御利用をいただいているための自動車駐車場でございます。

収容台数は117台で、出入口での自動ゲートシステムとなっております。料金体系は、最初の入庫から4時間以内は無料でございます。以降、4時間を超え8時間以内は200円、8時間を超え4時間ごとに100円がかかり、24時間の御利用で600円でございます。

次に、令和4年度の大門高架下駐車場の利用実績につきましては表のとおりでございます。年間の利用台数が表の下になりますけれども、9万8,046台でございます。そのうち、料金をいただいております4時間以上の駐車をされた台数が、合わせまして9,412台でございます。料金の合計が331万600円となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 説明を受けました。質疑ありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 決算額が、188万円のうちの電気料が34万円ということなんですけれども、とても観光地とは言えないほど暗いので、結構節電されているのかなと思うんですけれども、今後、利用を促進するために、利用台数も横並びなので、何かお考え等あれば、御意見伺えたらと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 現状といたしましては、道路側ですね、県道側と市道側に街路灯がございますけれども、それに合わせまして照明灯をつけさせていただいておりますが、多少、真ん中あたりに若干暗い部分もございますので、利用促進につながるよう、

防犯につながるように、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○委員長（横尾秋洋君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） この売上げの内訳をちょっと知りたいんですけど、さっきパーク・アンド・ライドとおっしゃった、これは多分、24時間利用がどれぐらいあるかによって、温泉とか天拝公園じゃなくて、あそこから旅行に行く人の内訳とかも分かってきて、その中というところも、いろんなことに使っていけるのかなと思うんですが、内訳は分かりますでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 時間別利用者数というのが平成30年度まで集計ができるようになっておりましたけども、機械の変更をしました関係上、最近のやつが出ないんですが、ちょっと古いデータになりますが、利用者の総数の12%の方から料金を頂いております。

料金の内訳といたしましては、その中でも割合でいきますと、6時間から7時間の方が若干多いと……。ああ、すみません。失礼しました。8時間以上の方が一番、料金を頂いている方では、台数の割合からしたら一番多いというのが、平成30年のときのデータとしてあります。ですので、パーク・アンド・ライドで利用されているかどうかと、内容までは把握はできておりませんが、時間的な割合は以上のとおりでございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほか、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） そうしたら、さっき、課長、努力するということやから、多分、予備費等がありますでしょうかから、今年度中に実施できるように努力をしてください。

なおかつ、ここにさ、多分これは高速道路に乗って東京とか行ったりというような人たちが多いんだと思うけど、防犯カメラとかここに設置しているんですかね。もしそういういたずらとかあったようなときには困るので。どういう維持管理をしているのか、しっかりと。だから、非常に使い勝手が悪いよね。ここは湯町に下りてから高速に乗って、福岡空港から乗っていくとか、いろんな形があるでしょうかから、実態に合うような管理をするように努力してください。

ほか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、維持管理課、お疲れさまでした。野田部長、お疲れさ

までした。

○建設部長（野田清仁君） ありがとうございます。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、審査に御協力いただきましてありがとうございました。

本日予定しておりました集中審査はこれにて終了いたしました。

残っているのは、お手元の9月19日火曜日9時からの環境経済部の環境課、農政課、そして商工観光課といったところに行きます。

一応、念のためにですね、これに午前中いっぱいかかって、午後からひよっとしたらまとめのほうに入るかもしれません。弁当は用意しますので、そういう心がけで19日は来ていただきたいと思います。

それでは、本日の決算審査特別委員会はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後4時02分